

# 大和村男女共同参画基本計画

## 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画



平成26年～35年

男女共同参画社会とは

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、

性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会

男女共同参画社会の実現により目指すべき社会

- 1 固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会
- 2 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 3 男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会
- 4 男女共同参画に関して、国際的な評価を得られる社会

## はじめに

---

大和村長 伊集院 幼

私たちを取り巻く社会環境は、少子高齢化の一層の進行、情報通信の高度化、雇用環境の多様化など、日々変化しています。

このような中で、村民一人ひとりが心豊かで充実した生活を送るとともに、「自然と共生し、安心して住みよい村づくり」を目指すためにも、男女がお互いの生き方、考え方を認め合い、それぞれが持つ個性や能力を自分らしく発揮し、ともに責任を担う男女共同参画社会の実現が重要となっています。

国においては「第3次男女共同参画基本計画」、県においては「第2次鹿児島県男女共同参画基本計画」が策定されるなど、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取り組みが推進されています。

本村においても、村政の課題の一つとして、社会情勢の変化や男女共同参画社会の基盤づくりを明確なものとするため、「大和村男女共同参画基本計画」を策定しました。

本計画の策定にあたっては、平成24年度に実施した「大和村男女共同参画社会に関する住民意識調査」の結果を踏まえるとともに、大和村男女共同参画懇話会、大和村男女共同参画推進会議における審議を経て、本村の地域の特性を考慮し村民の声を反映いたしました。また、男女共同参画社会の形成に向けて重要な課題のひとつである配偶者等からの暴力の根絶を目的に「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定し、本計画とともに一体的な推進に努めてまいります。

男女共同参画社会の実現は、行政の取り組みだけでは決して成しえるものではありません。村民、関係機関、事業者など皆様と力を合わせて取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、多くの皆様に貴重なご意見・ご提言をお寄せいただきましたことに対しまして心よりお礼申し上げます。

平成26年3月

## 大和村男女共同参画基本計画

## 第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

## 第2章 計画策定の背景

- 1 男女共同参画をめぐる動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 大和村の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 社会・経済環境の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

## 第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

## 第4章 計画の内容

## ◆重点目標

- 1 男女共同参画社会についての教育・学習の推進・・・・・・・・・・ 13
- 2 地域社会における男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 3 男女共同参画社会の視点に立った多様な生活形態の支援と環境の整備・・・・・・・・ 19
- 4 ワークライフバランス（仕事と生活の調和）を図るための男女共同参画社会の視点に立った環境の整備・・・・・・ 22
- 5 男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康支援・・・・・・・・ 25
- 6 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大・・・・・・・・・・・・ 28
- 7 配偶者等からの暴力根絶に向けた環境整備・・・・・・・・・・・・ 30

## ◆大和村男女共同参画社会づくりに向けた推進体制・・・・・・・・・・ 33

## ◆数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

## 大和村配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画

### 第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- 2 計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- 3 計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

### 第2章 配偶者等からの暴力について

- 1 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス／DV）とは・・・・・・・・ 39
- 2 配偶者等からの暴力の実態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- 3 配偶者等からの暴力に対する取り組み状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

### 第3章 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

### 第4章 計画の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

### 第5章 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

#### □参考資料□

- ◆男女共同参画社会基本法
- ◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
- ◆鹿児島県男女共同参画推進条例
- ◆大和村男女共同参画推進会議設置要綱
- ◆大和村男女共同参画懇話会設置要綱
- ◆大和村男女共同参画社会についての住民意識調査の概要

## 第1章 計画の概要

### 1 計画策定の趣旨

本村を取り巻く、社会・経済環境の大きな変化を背景に、地域生活課題は多様化・高度化しています。このような変化に対応し、多様性に富んだ活力ある地域づくりを推進するためには、地域づくりにかかわるあらゆる取り組みが、すべての人の人権尊重を基盤に行われることが重要です。

そのためには、誰もが性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが喫緊の課題であり、平成11年に制定された男女共同参画社会基本法において、男女共同参画の実現は21世紀のわが国の社会を決定する最重要課題と位置付けられています。

本村においては、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき施策を具体的に示すとともに、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みが、行政、住民、事業者、団体等が一体となって展開されるよう推進体制を確立し、総合的かつ計画的に展開するための指針として本計画を策定します。

### 2 計画の位置付け

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」に定められた「市町村男女共同参画計画」として位置づけ、国の「男女共同参画基本計画（第3次）」を上位計画とし、「大和村総合振興計画」との整合性を図り策定しました。
- (2) 本計画は、本村の特性を考慮したものとなるよう、平成25年に実施した「大和村男女共同参画社会についての住民意識調査」の結果を踏まえて策定しました。
- (3) 本計画は、「大和村配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」と一体的に位置づけ施策を推進します。

### 3 計画の期間

本計画の期間は、平成26年度から平成35年の10年間とします。ただし、施策項目などについては、社会情勢や経済環境の変化に応じ、適切な施策の推進を図るため必要に応じて見直しを行います。

## 第2章 計画策定の背景

### 1 男女共同参画をめぐる動き

年	世界の動き	日本の動き	鹿児島県の動き
1975 (昭 50)	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 第1回国際婦人年世界会議 (メキシコシティ)</li> <li>* 「世界行動計画」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 婦人問題企画推進本部及び婦人問題企画推進会議設置</li> <li>* 総理府婦人問題担当室設置</li> <li>* 「育児休業法」成立 (昭 51年施行, 女子教員・看護婦・保母を対象)</li> </ul>	
1976 (昭 51)	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 「国連婦人の10年」始まる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 「民法」改正・施行 (婚氏統稱制度)</li> </ul>	
1977 (昭 52)		<ul style="list-style-type: none"> <li>* 「国内行動計画」(昭 52～昭 61年) 策定</li> <li>* 国立婦人教育会館 (現国立女性教育会館) 会館</li> </ul>	
1979 (昭 54)	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃条約」採択</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>* 女性問題の窓口を青少年婦人課に設置</li> <li>* 婦人関係行政推進連絡会議及び婦人問題懇話会設置</li> </ul>
1980 (昭 55)	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 国連婦人の10年中間年世界会議 (第2会世界女性会議コペンハーゲン)</li> <li>* 「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 「女子差別撤廃条約」署名</li> <li>* 「民法」及び「家事審判法」改正 (配偶者の相続分引き上げ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 婦人の生活実態と意識調査実施</li> <li>* 第1回「婦人の船」中国へ派遣</li> </ul>
1981 (昭 56)	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 「女子差別撤廃条約」発効</li> <li>* 「ILO第156号条約 (家族的責任を有する労働者条約)」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 「国内行動計画」後期重点目標決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 「鹿児島県婦人対策基本計画」策定 [計画期間: 昭 56年度～昭 60年度]</li> </ul>
1984 (昭 59)		<ul style="list-style-type: none"> <li>* 「国籍法」及び「戸籍法」改正 (国勢の父母両系主義採用)</li> </ul>	

年	世界の動き	日本の動き	鹿児島県の動き
1985 (昭 60)	<ul style="list-style-type: none"> <li>*国連婦人の10年最終年世界会議（第3回世界女性会議ナイロビ）</li> <li>*「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*生活保護基準額の男女差別解消</li> <li>*「国民年金法」改正（女性の年金権の確立）</li> <li>*「男女雇用機会均等法」公布（昭61年施行）</li> <li>*「女子差別撤廃条約」批准</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*鹿児島県新総合計画に「婦人の地位向上の推進」を掲げる</li> <li>*広報誌「かごしまの婦人」発刊（昭60年～平成元年）</li> </ul>
1986 (昭 61)		<ul style="list-style-type: none"> <li>*「労働基準法」改正（女子保護規定一部廃止、母性保護規定の拡充）</li> <li>*婦人問題企画推進会議拡充（構成を全省庁に拡大）</li> <li>*婦人問題企画推進有識者会議開催</li> </ul>	
1987 (昭 62)		<ul style="list-style-type: none"> <li>*「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定</li> </ul>	
1989 (平元)			<ul style="list-style-type: none"> <li>*女性問題に関する県民意識調査実施</li> <li>*広報誌「かごしまの女性」発刊（平元年～平3年）</li> </ul>
1990 (平 2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>*国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略の第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>*婦人政策室設置</li> </ul>
1991 (平 3)		<ul style="list-style-type: none"> <li>*「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改訂</li> <li>*「育児休業法」公布（平4年施行）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*婦人政策室を女性政策室に改称</li> <li>*「鹿児島女性プラン21」策定〔計画期間：平3年度～平12年度〕</li> <li>*鹿児島女性プラン21推進会議及び鹿児島県女性行政連絡会議設置</li> </ul>
1992 (平 4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>*国連環境開発会議（リオデジャネイロ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*婦人問題担当大臣任命</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*広報誌「ハーモニー」発刊（平4年～平16年）</li> </ul>



年	世界の動き	日本の動き	鹿児島県の動き
1993 (平5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>*世界人権会議「ウィーン宣言」採択</li> <li>*「女子に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*中学校での家庭科の男女必修完全実施</li> <li>*「パートタイム労働法」公布・施行</li> </ul>	
1994 (平6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>*国際人口・開発会議「カイロ宣言及び行動計画」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*高校での家庭科の男女必修完全実施</li> <li>*総理府男女共同参画室設置</li> <li>*男女共同参画審議会設置</li> <li>*男女共同参画推進本部設置</li> </ul>	
1995 (平7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>*第4回国連世界女性会議(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*「育児・介護休業法」成立(介護休業に関する部分を平成11年から実施)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*鹿児島県「女性の翼」団員を北京の世界女性会議・NGOフォーラムへ派遣</li> <li>*鹿児島の男女の意識に関する調査実施</li> </ul>
1996 (平8)		<ul style="list-style-type: none"> <li>*男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足</li> <li>*「男女共同参画ビジョン」答申</li> <li>*「男女共同参画2000年プラン」策定</li> <li>*「優生保護法」を一部改正し、「母体保護法」公布・施行</li> </ul>	
1997 (平9)		<ul style="list-style-type: none"> <li>*「男女共同参画審議会設置法」により男女共同参画審議会設置</li> <li>*「男女雇用機会均等法」改正(母性保護は平成10年に、その他は平成11年に施行)</li> <li>*「労働基準法」改正(平11年施行)(深夜・休日・時間外労働における女性就業規制の撤廃)</li> <li>*「介護保険法」公布(平12年施行)</li> </ul>	

年	世界の動き	日本の動き	鹿児島県の動き
1998 (平 10)		*「男女共同参画社会基本法」 についての答申（男女共同参 画審議会）	
1999 (平 11)	*第43回国連婦人の地位委員 会で「女子差別撤廃条約の選 択議定書」を採択	*「男女共同参画社会基本法」 公布・施行 *「食料・農業・農村基本法」 公布・施行（女性の参画促進 を規定） *農林水産省「農山漁村男女 共同参画推進指針」発表 *「少子化対策推進基本方針」 決定	*「かごしまハーモニープラ ン」策定〔計画期間：平 11 年 度～20 年度〕 *かごしまハーモニープラン 推進懇話会及び男女共同参画 推進本部設置
2000 (平 12)	*国連特別総会「女性 2000 年 会議」（ニューヨーク）「政治 宣言及び成果文書」採択	*「男女共同参画基本計画」策定 *「児童虐待防止法」公布・施行 *「ストーカー規制法」公布・施行	
2001 (平 13)		*内閣府に男女共同参画会議 及び男女共同参画局設置 *「配偶者暴力防止法」公 布・施行 *第 1 回男女共同参画週間（6 月 23 日～29 日） *閣議決定「仕事と子育ての 両立支援の方針について」	*女性政策室を男女共同参画 室に改称 *「鹿児島県男女共同参画推 進条例」公布（平 14 年施行） *鹿児島の男女の意識に関す る調査実施
2002 (平 14)		*「健康増進法」公布（平 15 年施行）	*鹿児島県男女共同参画審議 会設置 *婦人相談所（現女性相談セ ンター）を配偶者暴力相談支 援センターに指定
2003 (平 15)	*第 29 会期国連女子差別撤廃 委員会	*男女共同参画推進本部「女 性のチャレンジ支援策の推進 について」決定 *「次世代育成支援対策推進 法」公布・施行 *「少子化社会対策基本法」 公布・施行	*青少年女性課と男女共同参 画室を再編し、青少年男女共 同参画課を設置 *かごしま県民交流センター 設置に併せ、男女共同参画セ ンターを設置

年	世界の動き	日本の動き	鹿児島県の動き
2004 (平 16)		*「配偶者暴力防止法」改正 (「配偶者からの暴力」の定義の拡大、都道府県への基本計画の策定義務化等)	*配偶者等からの暴力対策会議設置
2005 (平 17)	*第49回国連婦人の地位委員回「北京+10」(ニューヨーク)	*「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 *「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	
2006 (平 18)		*「男女雇用機会均等法」改正(性別による差別禁止の範囲拡大、間接差別規定の導入等)	*「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」策定 *男女共同参画センターを配偶者暴力相談支援センターに指定
2007 (平 19)		*「配偶者暴力防止法」改正(保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務等、平 20 年施行)	*各地域振興局及び各支庁の保健福祉環境部(7カ所)を配偶者暴力支援センターに指定 *鹿児島県の男女の意識に関する調査実施 *婦人相談所の移転及び女性相談センターへの名称変更
2008 (平 20)			*「鹿児島県男女共同参画基本計画」を策定〔計画期間：平成 20 年度から平成 24 年度〕
2009 (平 21)		*「育児・介護休業法」改正	*男女共同参画室設置 *「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」改定
2010 (平 22)	*第54回国際婦人の地位委員会「北京+15」策定	*「第3次男女共同参画基本計画」	
2011 (平 23)			*鹿児島県の男女の意識に関する調査実施
2012 (平成 24)			*「第2次鹿児島県男女共同参画基本計画」を策定〔計画期間：平成 25 年度～平成 29 年度〕

## 2 大和村の動き

平成24年10月、男女共同参画社会の形成に関する施策の進捗状況についての審議・評価、その他男女共同参画社会の形成に関する諸課題について住民の立場から行う「大和村男女共同参画懇話会」と、本村における男女共同参画行政を総合的・計画的に推進するための庁内組織として、会長を村長とし各課等の長の委員で構成する「大和村男女共同参画推進会議」を設置し推進体制を整備しました。

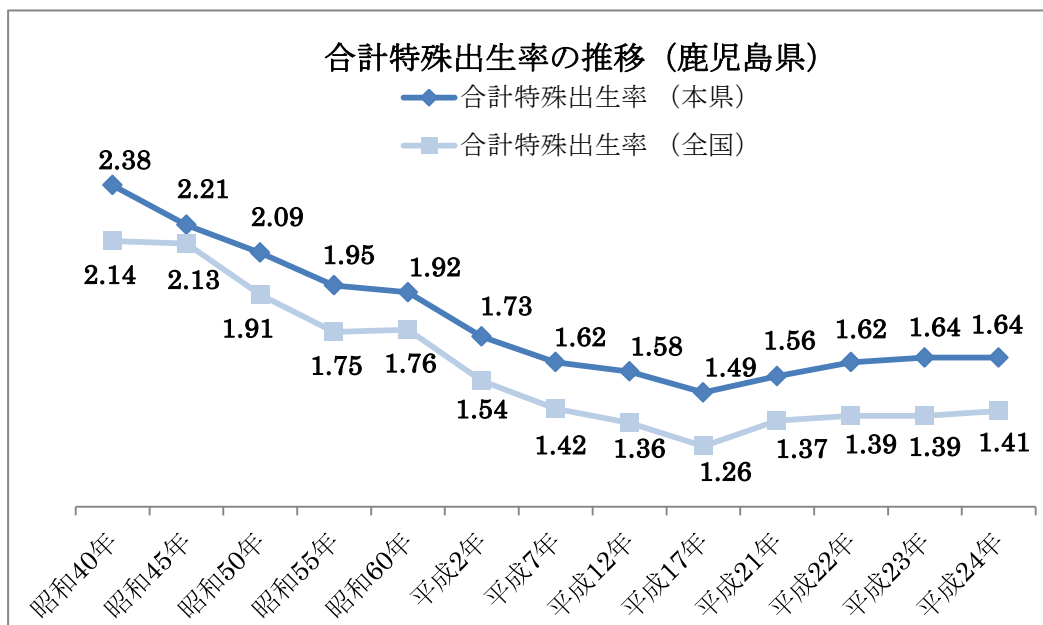
また、平成25年3月13日～29日に「大和村男女共同参画社会についての住民意識調査」を実施し、この調査結果を踏まえて、計画期間を平成26年度からの10年間とする「大和村男女共同参画基本計画」を策定します。

## 3 社会・経済環境の変化

### (1) 人口減少・少子高齢化

本村の総人口は、平成12年2,104人、平成17年2,013人、平成22年1,765人と年々減少しています。65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は、平成12年で29.3%、平成17年32.8%と年々上昇し、平成26年1月1日現在で37.4%です。

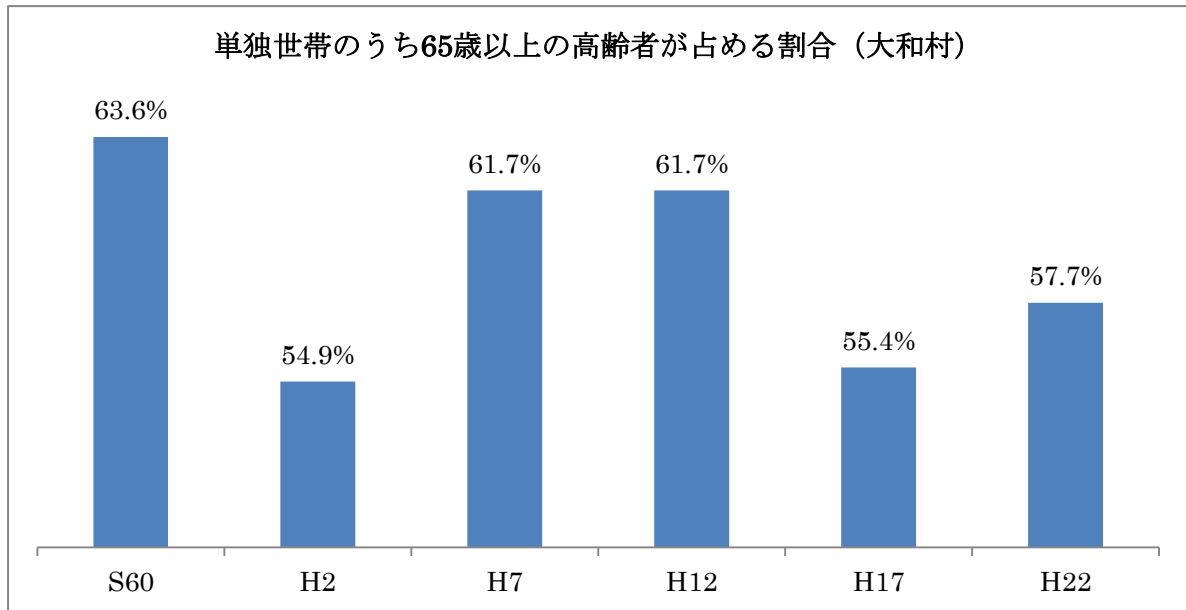
平成24年10月1日現在での鹿児島県の高齢化率は27.0%で、本村は県全体よりも早いペースで高齢化が進んでおり、住民の3人に1人が高齢者となっています。



資料：鹿児島県

### ※合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、ひとりの女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に産むとした時の子どもの数に相当する。（人口統計調査）



資料：国勢調査

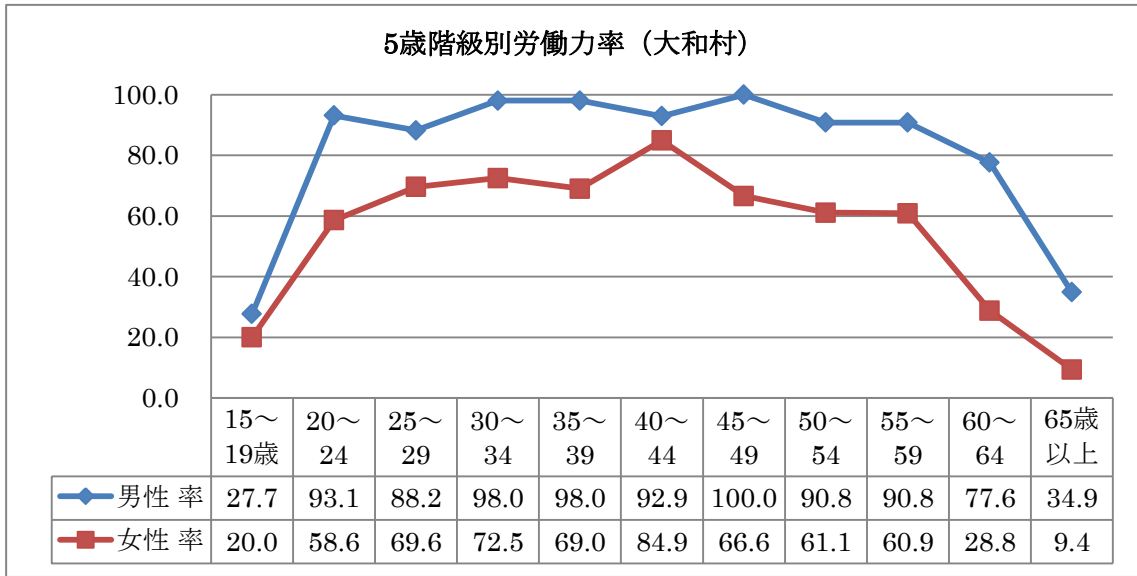
## （２）就業構造の状況

長引く経済の低迷や雇用情勢の悪化により、パートタイム労働等の非正規労働者の割合が上昇し、近年、特に女性を中心とした労働者の非正規雇用化が急速に進みました。

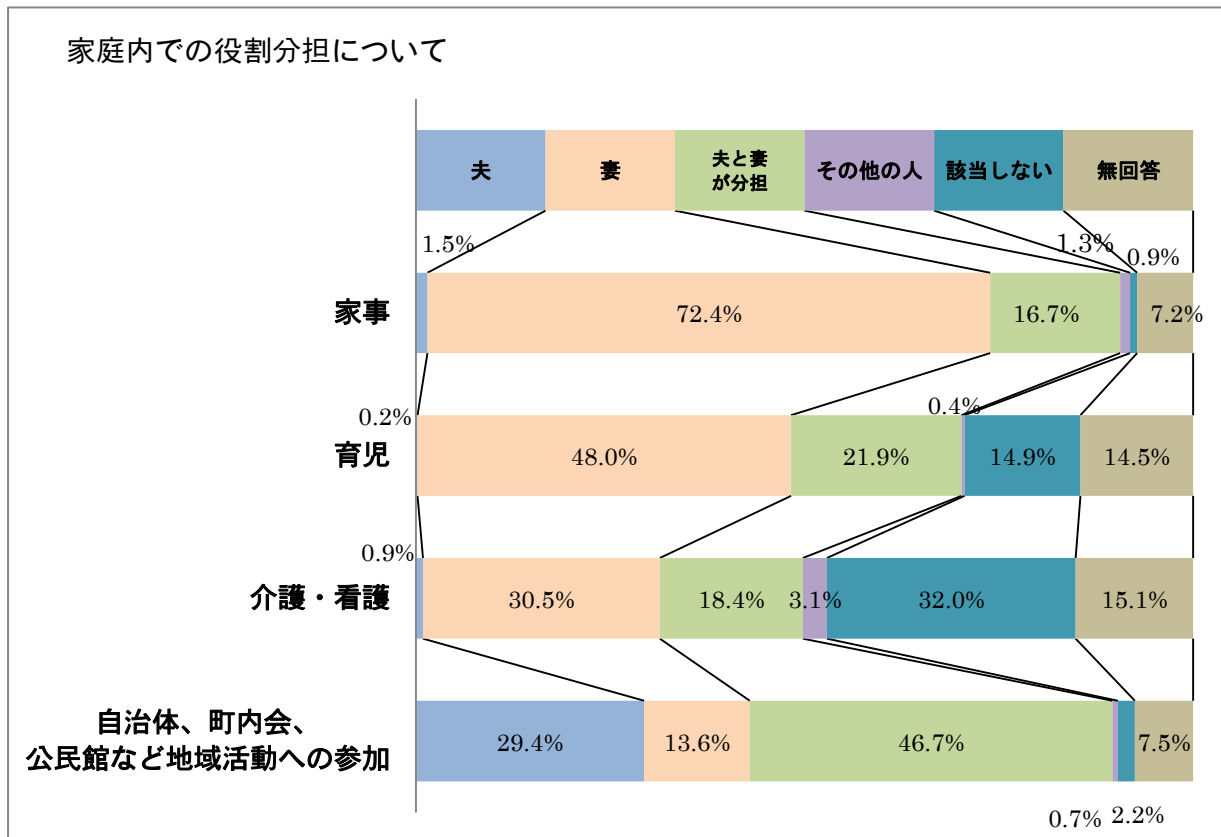
このような女性労働者の非正規雇用化は、女性の就業機会の拡大や多様な働き方を可能にしたものの賃金や待遇で正規雇用者との格差が大きく、社会問題となっています。

本村における年齢別の労働率を男女別に見ると、男は20代から50代まではほぼ同じ割合の人が働いており、グラフは台形になっています。一方女性の労働率は、全ての年代において男性には及ばず、一番高い値は40代前半となっています。全国的に見られる女性の「M字カーブ」が本村において見られないのは、女性の晩婚化、晩産化が進んでいるためと思われます。

また「大和村男女共同参画社会についての住民意識調査」によると、家庭内の役割分担について「家事」、「育児」、「介護・看護」で「妻」が主に行うと回答した割合が最も高くなっており、結婚や出産、育児や介護などが男性よりも女性の働き方に大きく影響していることがうかがえます。



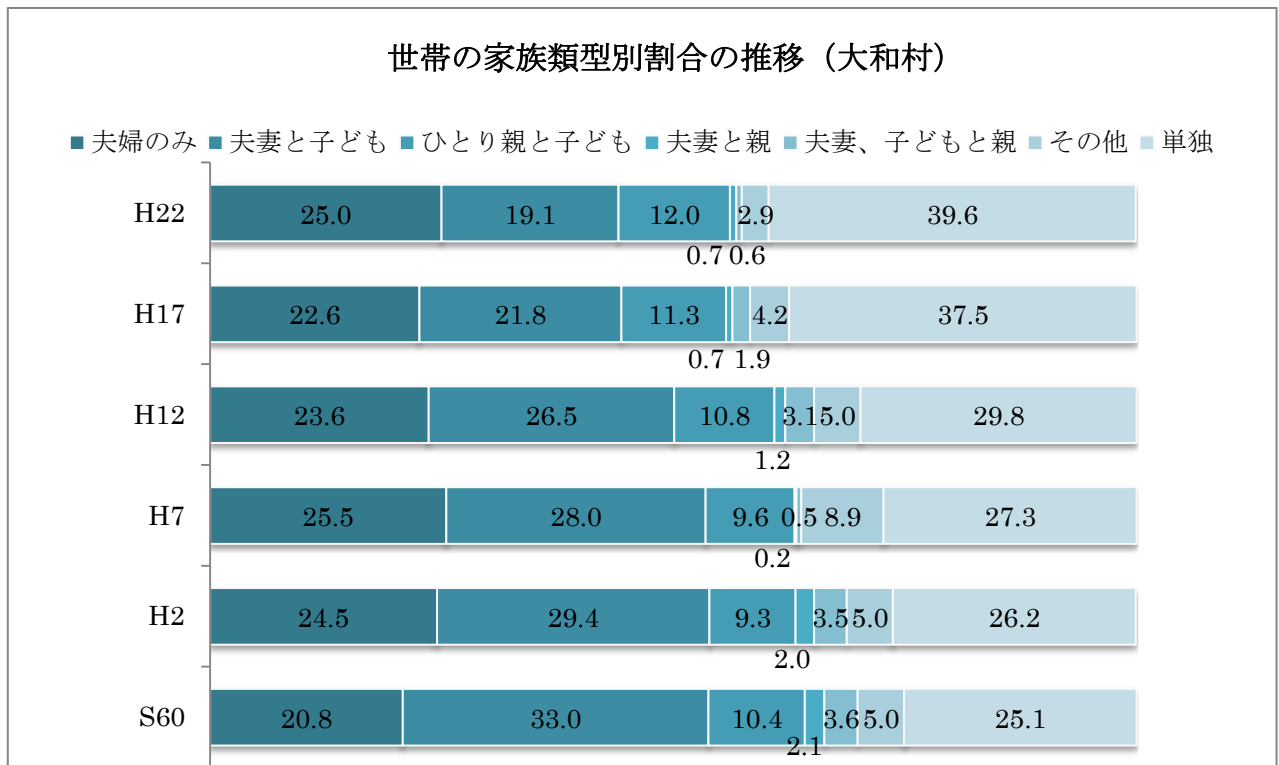
資料：平成 22 年国勢調査



(3) 家族形態・生活形態の多様化

本村における世帯の家族類型別の割合をみると、「夫妻と子ども」の世帯は減少傾向に、「ひとり親と子ども」「単独」の世帯は増加傾向にあります。なかでも、「単独」世帯は本村の4割を占め、家族形態の多様化と、それに伴う生活形態の多様化がみられます。

これまで、我が国における様々な制度設計は「働く夫、専業主婦の妻、子どもが2人」という画一的な家族をモデルに行われてきましたが、現実には、本村においても世帯の小規模化や家族形態・生活形態の多様化は進展しており、これまでの制度についての見直しを進めるとともに、一人ひとりの多様な在り方を踏まえて、各種施策の実施に努める必要があります。



資料：国勢調査

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

この計画においては、平成26年度から平成35年度までの10年間にわたり、男女共同参画社会基本法の5つの基本理念に基づいた取り組みを進めることにより、本村に暮らすすべての人が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することによる、多様性に富んだ活力ある男女共同参画社会の実現を目指します。

### 男女共同参画社会基本法

#### 男女共同参画社会の形成についての5つの基本理念

##### 1 男女の人権の尊重

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

##### 2 社会における制度又は慣行についての配慮

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮しなければならない。

##### 3 政策等の立案及び決定への共同参画

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されていることを旨として、行われなければならない。

##### 4 家庭生活における活動と他の活動の両立

第六条 男女共同参画の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

##### 5 国際的協調

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取り組みと密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。



### 基本目標

- 1 男女共同参画社会についての理解の浸透
- 2 互いの人権が尊重され、それぞれの個性と能力を発揮できる社会

### 重点的に取り組むこと（重点目標）

- 1 男女共同参画社会についての教育・学習の推進
- 2 地域社会における男女共同参画の推進
- 3 男女共同参画の視点に立った多様な生活形態の支援と環境の整備
- 4 ライフ・ワーク・バランスを図るための男女共同参画社会の視点に立った環境の整備
- 5 男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康支援
- 6 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 7 配偶者等からの暴力根絶に向けた環境整備

## 第4章 計画の内容

### 重点目標 1

#### 男女共同参画社会についての教育・学習の推進

##### (課題と現状)

男女共同参画社会の形成促進に向けては、村民一人ひとりが男女共同参画について確かな理解を深めることが重要です。平成25年に本村が実施した「男女共同参画社会についての住民意識調査」において、「男女の地位の平等感」についてたずねたところ、「学校教育の中で」を除き、「家庭の中で」「職場の中で」「地域社会の中で」「法律や制度で」「社会通念、慣行・しきたりで」の5項目において過半数を超える人が不平等感を有していることがわかりました。一方、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方については、肯定的に捉える人の割合が51.3%と、依然として固定的な性別役割分担意識が根強く存在しています。

この調査結果には、固定的な性別役割分担意識が性別による不平等感をつくりだし、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす大きな阻害要因である認識が十分に浸透していない、本村の男女共同参画意識の現状が見られます。

そのため、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、相互の連携を図りつつ、男女共同参画社会について理解を深める教育・学習を取り組む必要があります。それぞれの立場や※ライフスタイルに身近なテーマである等、工夫を行うとともに、関係各課における住民を対象としたあらゆる分野の研修等にも男女共同参画の視点での配慮を行います。

No	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
1	男女共同参画社会づくりに向けた広報・普及啓発の推進	男女共同参画社会の形成を阻害する固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画社会についての理解を深めるため、広報誌やホームページ等、様々な機会を通じて普及啓発活動を積極的に推進します。	総務企画課

2	※仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）等の周知	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をはじめとする男女共同参画に関連の深い用語や国際的な法令や条例等について、村職員をはじめとする公職に携わる人に理解の促進を図るとともに、村民に対してわかりやすい周知に努めます。	総務企画課
3	租税教育への男女共同参画の視点の導入	学校等における租税教育を行う際に、「税」について、男女が共に利益を享受し負担を担う男女共同参画の意義を踏まえた社会・経済・雇用などの基本的な社会の仕組みを説明し、男女が共に社会的に自立する存在であることの大切さを通して、若年期からの社会感覚を磨き納税意識が高められるよう、内容の充実を図ります。	住民税務課
4	人権教育・学習の推進	人権に関する教育・学習のテーマに、男女共同参画社会についての学びを入れるとともに、固定的な性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤とした男女平等の形成を図ります。	住民税務課 教育委員会
5	男女共同参画社会についての情報提供の充実	村民の男女共同参画社会についての理解が深まるよう、国・県の取り組みや法令など、男女共同参画社会の形成の促進に関する情報を、村のあらゆる媒体を活用し提供するとともに、村が行う講座やイベント等において国・県が作成したリーフレット等の配布に努めます。	総務企画課
6	村職員への研修	男女共同参画社会について理解を深め、各施策に男女共同参画の視点を導入できるよう研修を推進します。	総務企画課
7	教職員、保育士等教育に携わる人への研修	次世代を担う子どもたちの成長過程に関わる人の男女共同参画意識は、子どもたちの男女共同参画意識の醸成に影響を及ぼし、特に、教育・学習に携わる人が、その影響の重要性を認識し、男女共同参画意識の涵養を図るために教職員、保育士等、教育に携わる人を対象とした研修等の取り組みを促進します。	住民税務課 教育委員会

8	男女共同参画に関する 図書等の整備・充実	男女共同参画社会に関する図書、雑誌等を収集し、情報提供の場を広げます。	総務企画課 教育委員会
9	各種講座、事業等の開催 日時の配慮	村が実施する事業等は、住民生活に関わる情報提供と村政への住民参加を促す重要な機会でもあり、その参加が一定の層に偏り、参加の機会の不平等を助長することのないよう、様々な年代、様々なライフスタイルの人が参加しやすいよう配慮します。	関係各課
10	※メディア・リテラシー（メディアを読み解く力）向上のための支援	固定的な性別役割分担意識の解消に向け、メディアが提示する固定的な性別イメージを読み解くことの重要性等、メディア・リテラシー向上のための講座の開催や、広報・啓発に努めます。	総務企画課 教育委員会
11	若年期からのライフプランニングに関する 広報・啓発の推進	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、自らの個性と能力を発揮して主体的な生き方が選択できるよう、長期的な視点での人生設計（ライフプランニング）を行うことを支援するための若い世代に向けた研修会等の広報・啓発に努めます。	総務企画課 教育委員会
12	生涯学習・社会教育の 推進	生涯学習・社会教育によって、年齢や性別に関わりなく広く村民に多様な内容で提供される学習は、その結果として村民の男女共同参画意識に影響を及ぼす場合もあるため、学習内容の企画にあたって固定的な性別役割分担意識を助長するものではないか、画一的な「男性像」「女性像」「家族像」を強調するものではないか等に配慮します。また老人クラブ、連合壮年団、連合青年団、婦人会等のグループ等における男女共同参画社会についての学習機会の提供を促進します。	教育委員会

13	村が発行する印刷物等への男女共同参画の視点の導入	公的広報誌等における表現が、性別に基づく固定的観念にとられないように配慮するとともに、村職員が男女共同参画の趣旨を正しく理解し、男女共同参画の視点に立って広報活動ができるよう、内閣府が発行する「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」を活用します。	関係各課
----	--------------------------	---	------

※仕事と生活の調和（ライフ・ワーク・バランス）

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家族や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会

※ライフスタイル

生活様式のこと。衣食住など日常の暮らしから、娯楽、職業、居住地の選択、社会との関わり方まで含む、広い意味での個人や集団の生き方のことです。

※メディア・リテラシー

「メディアの情報を主体的に読み解く能力」「メディアにアクセスし活用する能力」「メディアを通じコミュニケーションする能力」の3つを構成要素とする複合的な能力です。

## 重点目標 2

### 地域社会における男女共同参画の推進

#### (課題と現状)

平成25年に本村が実施した「男女共同参画社会についての住民意識調査」では、地域の雰囲気や慣習の中に「会合や行事の湯茶・食事の準備や後片付けは女性の役割という雰囲気がある」「女性や若い人は、男性や年長者の意見に従ったほうがよい(従うものだ)という雰囲気がある」「団体の長や代表者は男性になるほうがよい(なるものだ)という雰囲気がある」等々、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっている様々な慣行があることがわかりました。また、地域での活動について、「生きがい・やりがいを感じることもあるが、負担に感じることもある」と回答している人が57.5%にのぼります。

そのため、地域コミュニティにおける運営に関わる慣行について、固定的な性別役割分担意識を助長するものでないか。性別や年齢による機会の不平等をもたらすものでないか等を点検し、男女共同参画社会の形成への影響という観点からの配慮を行います。

No	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
1 再 掲	男女共同参画社会づくりに向けた広報・普及啓発の推進	男女共同参画社会の形成を阻害する固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画社会についての理解を深めるため、広報誌やホームページ等、様々な機会を通じて普及啓発活動を積極的に推進します。	総務企画課
5 再 掲	男女共同参画社会についての情報提供の充実	村民の男女共同参画社会についての理解が深まるよう、国・県の取り組みや法令など、男女共同参画社会の形成の促進に関する情報を、村のあらゆる媒体を活用し提供するとともに、村が行う講座やイベント等において国・県が作成したリーフレット等の配布に努めます。	総務企画課
14	行事やイベントにおける慣行の見直し	行事・イベント等における男女共同参画社会の形成の阻害要因となる固定的な性別役割分担等に基づく慣行の見直しを推進し、普及啓発に努めます。また、村が主催するものについては積極的な見直し、改善を行います。	関係各課

15	先進自治体の事例等の収集及び活用	固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画による多様性に富んだ活力ある地域づくりを推進している先進自治体に関する事例等を収集し、本村での取り組みの参考にするとともに、各集落へ情報提供を行います。	総務企画課
16	地域活動などの方針・決定過程の場への女性の参画促進	集落や自治体、ボランティア活動など地域活動の組織、団体などの方針決定の場へ、女性の参画を促進するための啓発を推進します。	総務企画課

### 重点目標 3

#### 男女共同参画社会の視点に立った多様な生活形態の支援と環境の整備

##### (課題と現状)

少子高齢化の進展や個人の価値観の多様化に伴い家庭形態・生活形態の多様化が進んでいます。本村においても、世帯の家族類型別割合の推移をみると、「夫妻と子ども」「夫妻、子どもと親」の世帯は減少傾向に、「ひとり親と子ども」「単独」の世帯は増加傾向にあります。さらに夫婦の働きかたの状況を見ると、「夫婦ともに働いている」いわゆる共働き世帯が最も多く、これまでの制度や慣行では、多様化する人々の暮らしを支えきれなくなっています。

しかしながら、平成25年に実施した「大和村男女共同参画社会についての住民意識調査」では、このような多様化する地域社会の変化に対応しきれない人々の意識や地域の慣行が明らかになりました。

また、ひとり親家庭や障がいのある人、高齢期の人等は、きびしい生活環境・雇用環境に置かれやすく、直面する様々な生活上の困難には、その性別ゆえの偏見や差別的取扱い等に無自覚な人々の意識をはじめとする慣行が深く関わっている場合もあります。

このように、男性であること、女性であることで、さらに複合的に困難な状況に置かれている人もおり、誰もが、様々な生き方に沿った支援を受けることができ、より安定した暮らしができるよう、男女共同参画の視点に立った環境整備が必要です。

そのため、住民の暮らしを支える諸政策の実施に当たっては、性別に基づく固定的な見方や偏見を無くし、男女の生活実態、意識、身体的機能の違いに配慮するとともに、当事者視点からの施策の横断的な展開を図ります。

No	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
1 再 掲	男女共同参画社会づくりに向けた広報・普及啓発の推進	男女共同参画社会の形成を阻害する固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画社会についての理解を深めるため、広報誌やホームページ等、様々な機会を通じて普及啓発活動を積極的に推進します。	総務企画課
6 再 掲	村職員への研修	男女共同参画社会について理解を深め、各施策に男女共同参画の視点を導入できるよう研修を推進します。	総務企画課



7 再 掲	教職員、保育士等教育 に携わる人への研修	次世代を担う子どもたちの成長過程に関 わる人の男女共同参画意識は、子どもたち の男女共同参画意識の醸成に影響を及ぼ し、特に、教育・学習に携わる人が、その 影響の重要性を認識し、男女共同参画意識 の涵養を図るために教職員、保育士等、教 育に携わる人を対象とした研修等の取り組 みを促進します。	住民税務課 教育委員会
10 再 掲	メディア・リテラシー (メディアを読み解く 力) 向上の促進	性別にかかわらず多様な生活形態を尊重 できるよう、メディアが提示する固定的な 性別イメージや家族像を読み解くことの重 要性等、メディア・リテラシー向上のための 啓発を推進します。	総務企画課
17	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支 給、医療費助成など経済的な支援を実施し ます。	住民税務課 保健福祉課
18	学童保育の実施	小学校低学年の児童を放課後に保育する ことで、保護者の子育てと仕事の両立を支 援するとともに、学童保育の充実と入所児 童の健全な育成を図ります。	住民税務課
19	介護に関する相談の実 施	介護に関する孤立化や不安を解消するた め、介護に関する相談を実施します。	保健福祉課
20	介護予防についての学 習、実践	介護予防への意識を高め実践できるよ う、各集落老人クラブへ筋力アップ体操等 の教室を開催します。	保健福祉課
21	育児休業法の周知	性別や雇用形態にかかわらず希望する人 が育児休業を取得できるよう、育児休業法 の周知に関わる情報提供を行います。	総務企画課
22	乳幼児等医療費助成制 度の周知	乳幼児等の健康の保持増進を図り、子ど もを安心して育てることができるよう、中 学校卒業まで受けられる、乳幼児等医療費 助成制度のより一層の周知を図ります。	保健福祉課
23	高齢者の生活の自立支 援	高齢者の安全・安心に配慮したむらづく りや道路・住宅等の社会基盤整備等に男女 共同参画の視点を取り入れて、高齢者に優 しい生活環境の整備を推進します。	建設課

24	障がい者の生活の自立支援	障がいをもった人が必要とする支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図って行くことを基本として、福祉サービスや相談支援、地域生活支援体制の整備を進めます。	保健福祉課
25	バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した公共施設・道路整備	バリアフリー、ユニバーサルデザインを推進することで、障がいがある方や高齢者、様々な立場の人たちの社会参画の機会が広がるよう配慮します。	建設課
26	障がい者等へのサービス提供の周知	障がい者とその家族に対して、ホームページ等でサービス利用の周知を図ります。また、包括支援センターや関係事業所を連携しサービスの強化を図ります。	保健福祉課 総務企画課

#### 重点目標 4

### ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を図るための男女共同参画社会の視点に立った環境の整備

#### （現状と課題）

男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある男女共同参画社会の形成に向けては、性別にかかわらず、働いている・働きたい人が就業を継続し、それぞれの望む「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を可能にする環境の整備が求められています。

しかしながら、平成25年に実施した「大和村男女共同参画社会についての住民意識調査」において、家庭における固定的な性別役割分担意識についてたずねたところ、「妻や子どもを養うのは、男性の責任である」「女性は結婚したら自分のことより、家族を中心に考えるべきである」「女性は仕事を持つのはよいが、家事、育児もきちんとすべきである」という項目で肯定的な回答が5割を超えています。このような家庭における固定的な性別役割分担意識を背景に、その実態においても、「家事」「育児」「介護・看護」を「主に妻が行っている」と回答する割合が高くなっており、夫婦「共働き」が多い就業状況から、男性には一家の稼ぎ手としての責任が、女性には仕事と家庭的責任の両立を図る負担が集中する傾向にあることがわかりました。

また、同調査において「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）についてたずねたところ、男女とも「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」いずれもバランスよく配分したいと回答する割合が最も高いにもかかわらず、その希望を実現するために必要なことについては、多くの人が、家族間、夫婦間での固定的な性別役割の現状の改善に関わることを挙げており、その働き方に関わる就業環境への関心が希薄であることがわかりました。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）については、性別にかかわらず誰もが多様な生き方が選択でき、人生のそれぞれの段階において、主体的に希望するバランスで、仕事と家庭のみならず様々な分野での活動に関わることができる就業環境を整備することが求められています。その前提として、性別や雇用形態の違いによる差別的取扱いを是正し、特に男女の均等な機会と待遇の確保に関わる施策の推進は重要な課題です。

そのため、不安定な労働条件に置かれやすい非正規雇用者、仕事と生活の場を同じくする農林水産業・商工自営業等、それぞれの状況に異なる諸課題について男女共同参画の視点に立った就業環境の整備を進めるとともに、事業所に対しては、長時間労働や休日出勤等を前提とした従来の雇用慣行の見直しを働きかける等、働く場に応じた施策の実施に取り組みます。

また、人生の段階に応じた多様な就業の在り方を支えるためには、それぞれが抱える生活上の諸課題に対応することが求められており、育児や介護に係るサービスを提供する際にも、性別にかかわらず誰もがワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を図ることができるよう、あらゆる主体との密接な連携を図りつつ弾力的な対応に配慮します。

No	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
1 再 掲	男女共同参画社会づくり に向けた広報・普及啓発 の推進	男女共同参画社会の形成を阻害する 固定的な性別役割分担意識を解消し、 男女共同参画社会についての理解を深 めるため、広報誌やホームページ等、 様々な機会を通じて普及啓発活動を積 極的に推進します。	総務企画課
27	「ライフ・ワーク・バラ ンス」（仕事と生活の調 和）についての広報・啓 発	一人ひとりがそれぞれのライフステ ージにおいて、希望するバランスで仕 事や様々な活動に関わることができる よう、広報・啓発を行います。	総務企画課 産業振興課
28	パワーハラスメントに関 する情報提供	事業所に対して、職場における「パ ワーハラスメント」の定義を周知する とともに、労働者に対して防止・救済 に関する情報を提供します。その際、 パワーハラスメントは人権問題である ということへの理解が求められるよう 広報の在り方に留意します。	総務企画課 産業振興課
29	「仕事と家庭を考える月 間」の周知	10月の「仕事と家庭を考える月間」 を周知し、「ライフ・ワーク・バランス」 （仕事と生活の調和）の必要性を周知 します。	総務企画課
30	仕事と家庭の両立の取組 みの促進	農林水産業、商工サービス業におい て、従事者の仕事と育児や介護の両立 など、生活の調和を図るための普及啓 発に努めます。	総務企画課 産業振興課
31	就職等に関する情報提供	誰もが能力を発揮できる就職、再就 職等、就業に関する情報を広報誌、村 ホームページを活用した情報提供に努 めます。	産業振興課
32	自営業等で働く女性の就 業条件の向上	農業における「家族経営協定」の啓 発・促進を図るなど、自営業等で働く 女性の就業条件の向上を推進します。	産業振興課
33	※セクシュアル・ハラス メントについての周知	働く場でのセクシュアル・ハラスメン トについての広報・啓発を推進します。	総務企画課

34	女性の※エンパワメントの推進	事業所や地域などさまざまな場において女性が参画できるよう、女性自身の参画の意欲を高めるためのエンパワメントを推進します。	総務企画課
----	----------------	--	-------

※セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的な言動などのいやがらせのことをいう。最近では、職場のみならず、学校でのセクシュアル・ハラスメントも問題となっている。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など様々な態様のものが含まれる。

※エンパワメント

直訳すると「力をつけること」という意味ですが、「よりよい社会へと変えていくちから、責任を持った主体として社会を築いていくちからを発揮できること」をいう。

一人ひとりが当事者として自らの立場で起こる問題に気づき、問題の背景にある社会構造を理解し、問題解決のために行動することなど、自分のことは自分で決めるという個人的なちからから、政治的・社会的・法的・経済的なちからを発揮することを含みます。この概念の核心は、すべての人が本来持つちからを十分に発揮することのできる社会をつくることにあり、一人ひとりが自分のちからと尊厳への信頼の回復を図ることを目指しているため、エンパワメントに向けた取り組みの基盤となるのは人権への深い理解です。

## 重点目標5

### 男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康支援

#### (現状と課題)

男女共同参画社会の形成の促進に当たっては、性別にかかわらずすべての人の個人としての尊厳が大切にされなければなりません。中でも、住民一人ひとりの多様な行き方を支えるための重要な課題である心身の健康に関わる取り組みについては、それぞれの性にかかわる身体的特徴に理解を深め、妊娠や出産の可能性を有する女性が、その生涯を通じて、男性とは異なる心身の健康上の問題に直面することに配慮する等、「男女の人権の尊重」に基づく※「性と生殖に関する健康/権利（リプロダクティブヘルス/ライツ）」概念を踏まえることが重要です。

しかしながら、本来、個人の意思が尊重されるべき結婚観や妊娠・出産をめぐる偏見は依然として根強く、また、個人の尊厳に関わるそれぞれの性の身体的特徴に配慮が足りない状況に、性と生殖に関わる心身の健康上の問題への男女共同参画の視点に立った対応が求められています。

平成25年に実施した「大和村男女共同参画社会についての住民意識調査」において、生活する中での不安や悩みについてたずねたところ「特になかった」と回答した人は8.6%であり、ほとんどの人が複合的な不安や悩みを抱えていることがわかりました。中でも「ストレス、うつなど心の健康について」では女性が男性を4.4ポイント上回っており、「病気・障がいなど身体の健康について」では男性が女性を4.8ポイント上回り、男女差が最も大きくなっています。

誰もが、その生涯を通じて身体的・精神的・社会的に良好な状態を享受できるよう男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援を行い、多様なライフスタイル・ライフサイクルに対応できるよう総合的な施策の展開に取り組みます。

#### ※「性と生殖に関する健康/権利（リプロダクティブヘルス/ライツ）」

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じて性と生殖の関する課題が幅広く議論されています。

No	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
1 再 掲	男女共同参画社会づくり に向けた広報・普及啓発 の推進	男女共同参画社会の形成を阻害する 固定的な性別役割分担意識を解消し、 男女共同参画社会についての理解を深 めるため、広報誌やホームページ等、 様々な機会を通じて普及啓発活動を積 極的に推進します。	総務企画課
35	リプロダクティブヘル ス/ライツ（性と生殖に 関する健康と権利）につ いての知識の普及	性と生殖に関する健康と権利に関す る正しい知識が浸透するよう情報提供 し普及に努めます。	保健福祉課 総務企画課
36	ワーク・ライフ・バラ ンス（仕事と生活の調和） についての広報・普及啓 発の推進	長時間労働や休日出勤などの抑制を 図り、心身の健康を保持するためにも、 仕事と生活の調和を図ることが重要で あること等、広報・普及啓発に努めま す。	総務企画課 産業振興課
37	妊娠・出産期における適 切な健康管理の推進	妊婦等に対する早期の妊娠届出の推 奨等により、妊娠・出産期の健康管理 の充実を図ります。	保健福祉課
38	「マタニティマーク」の 普及	妊婦健診の適正な受診や妊娠の届出 について周知を図るとともに、社会全 体で妊産婦に対するやさしい環境を育 んでいく「マタニティマーク」の普及 を図ります。	保健福祉課
39	女性の生涯を通じた健康 保持に関する事業の推進	女性は、妊娠や出産をする可能性が あることもあり、ライフサイクルを通 じて男性とは異なる健康上の問題に直 面するため、思春期、妊娠・出産期、 更年期、高齢期等の各段階に応じた適 切な健康の保持の推進に努めます。	保健福祉課
40	妊娠・出産を理由とする 不利益取扱いに対する周 知	男女雇用機会均等法では、妊娠した ことを理由として労働者の女性に対し て解雇や不利益な取扱いをすることを 禁止していること等を、事業所へ周知 します。	産業振興課 総務企画課

41	健康づくりや健康相談等の機会の提供	心身の健康について正しい知識を普及し、男女が生涯を通じて、健康状態に応じた適正な自己管理を行えるよう、健康相談等の機会を提供します。	保健福祉課
42	健康相談の実施	健康全般に関する相談を、男女の性差を考慮して実施します。	保健福祉課
43	食育の推進	性別にかかわらず誰もが、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する能力が育むよう、食育に関する施策を推進します。	保健福祉課 教育委員会 産業振興課
44	発達段階に応じた性教育の推進	子どもが、性に関して正しい知識を身に付け、適切な行動を取ることができるよう学校における教育や普及啓発を推進します。	教育委員会
45	性感染症について発達段階に応じた教育・学習の推進	正しい知識をもって感染を予防し、正しい理解に基づいて行動がとれるよう、教育・学習を進めるとともに、広報・普及啓発を推進します。	保健福祉課 教育委員会
46	喫煙、飲酒についての正確な情報の提供	喫煙、飲酒について、その健康被害に関する正確な情報の提供をおこないます。特に女性については、喫煙や飲酒が胎児や生殖機能に影響を及ぼすことなどについて十分な情報提供に努めます。	保健福祉課



## 重点目標 6

### 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

#### (現状と課題)

多様化する地域課題の解決に向けては、村政やあらゆる分野の政策・方針決定過程に、様々な立場や考え方を持つ当事者や地域生活者の声を反映していくことが必要です。

中でも女性は、本村における人口の半分以上を占め、様々な分野の活動の担い手として参加していますが、これらの分野における政策・方針決定過程への女性の参画は極めて低く、本村における審議会等の女性委員の割合は 5.3%、議会議員 8 人中、女性 0 人、集落区長 11 人中、女性 2 人（平成 25 年 4 月 1 日現在）と、村政や地域運営への女性の参画が十分であるとはいえない状況にあります。

一方、平成 25 年に実施した「大和村男女共同参画社会についての住民意識調査」において、「女性が、議会議員や地域活動の役員になって、政策企画立案や方針決定の場に女性の意見が反映されるようになればいいと思いますか」とたずねたところ、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と肯定的な回答が 79.8%となっており、特に 20 代、30 代女性では肯定的な回答が 9 割を超えています。

このような現状を踏まえて、意識改革や人材育成に努め、政策・方針決定過程の場に様々な立場の人の声が反映されるよう、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図ります。

No	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
1 再 掲	男女共同参画社会づくりに向けた広報・普及啓発の推進	男女共同参画社会の形成を阻害する固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画社会についての理解を深めるため、広報誌やホームページ等、様々な機会を通じて普及啓発活動を積極的に推進します。	総務企画課
47	審議会等委員への女性の登用促進	村における審議会等委員への女性の登用状況を把握し、その登用促進を積極的に働きかけます。	関係各課
48	職業訓練等の情報の提供	安定した就労に向け、職業訓練に関する情報提供を行います。	産業振興課

49	役場における※ポジティブ・アクションの実施	女性の職域拡大と男女でバランスのとれた職員配置や幅広い職務経験を積むことができるよう配慮します。	総務企画課
50	各種会議・研修会等の開催における配慮	性別にかかわらず誰もが参加しやすい、各種会議・研修会の実施に務めます。	関係各課

※ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。

積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています。男女共同参画基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。

## 重点目標 7

### 配偶者等からの暴力根絶に向けた環境整備

#### (現状と課題)

性別による固定的な性別役割分担意識や経済力の格差、上下関係の規範など、長い時間をかけて形成されてきた女性と男性の立場関係を背景に、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオオレンス DV）や交際相手からの暴力（デートDV）が問題となっています。これらの暴力は、これまで個人あるいは家庭の問題と認識されてきたことや、お互いの被害者・加害者意識の低さなどから、暴力が潜在化する大きな要因にもなっています。

本村が平成25年に実施した「大和村男女共同参画社会についての住民意識調査」によると、配偶者等から身体的暴力を受けた経験が一度でもあると答えた女性は23.1%となっており、約5人に1人が配偶者等からの暴力を経験しています。

また、配偶者等から暴力を受けた経験がある女性に、その相談先についてたずねたところ、「どこにも、誰にも相談しなかった（できなかった）」と回答した人が32.4%と最も高く、暴力が潜在化しやすい傾向にあることも分かりました。

平成13年10月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、DV防止法）が施行され、配偶者等からの暴力は、それまで家庭内における個人的な問題とされてきた認識から、※ジェンダー（社会的性格）に由来する構造的な問題であるという認識に基づいて様々な社会的取り組みが進められ、平成19年7月のDV防止法改正では、市町村においても基本計画の策定が努力義務として規定されました。

本村においても、DV防止法第2条の3第3項に基づき、「大和村配偶者等からの暴力防止対策基本計画」を「大和村男女共同参画基本計画」と一体的に策定し、DVの根絶に向けた総合的な展開に取り組めます。

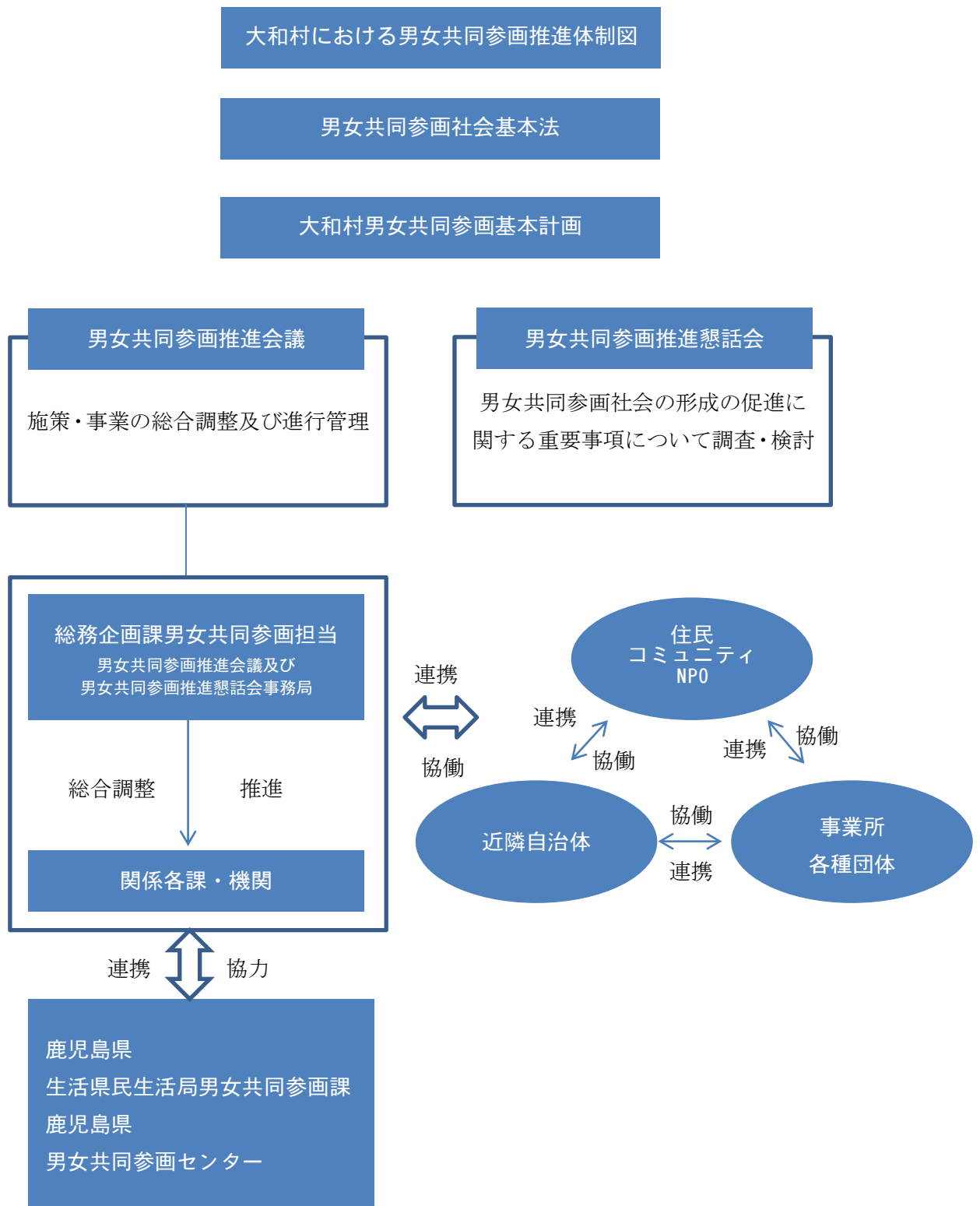
#### ※ジェンダー（社会的性別）

人間には生まれつきの生物学的性格（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性格」（ジェンダー／gender）という。「社会的性格」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、酷さ的にも使われている。

No	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
1 再 掲	男女共同参画社会づくりに向けた広報・普及啓発の推進	男女共同参画社会の形成を阻害する固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画社会についての理解を深めるため、広報誌やホームページ等、様々な機会を通じて普及啓発活動を積極的に推進します。	総務企画課
4 再 掲	人権教育・学習の推進	人権に関する教育・学習のテーマに、男女共同参画社会についての学びを入れるとともに、固定的な性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤とした男女平等の形成を図ります。	住民税務課 教育委員会
51	「人権週間」における広報・啓発	広報誌や防災無線を活用して、「人権週間」の周知に努めます。その際は身近な事例を用いた広報を展開する等、有効な情報発信に努めます。	総務企画課 住民税務課
52	多様な機会をとらえた広報・啓発の推進	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力、性犯罪や売買春、人身売買、ストーカー行為等を許さないという認識を徹底させるため、広報誌やホームページなどを活用した広報を実施するとともに、多くの村民が集まる健診等でリーフレットを配布するなど多様な機会をとらえた広報・啓発を進めます。	関係各課
53	講演会や研修会等の開催による啓発の実施	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、講演会や研修会を実施します。	保健福祉課 総務企画課
54	デートDV防止に関する教育・啓発の推進	子どもや若年層へデートDVについて普及啓発を図り、その防止に努めます。	関係各課
55	雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた取り組みの推進	セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるとの認識に立ち、セクシュアル・ハラスメント防止について、雇用の場への周知を図ります。	産業振興課

56	役場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた取り組みの推進	セクシュアル・ハラスメントの防止・救済に向けた服務規律の徹底・相談体制の整備に努めます。	総務企画課 保健福祉課
57	配偶者等からの暴力に関する図書等の整備・充実	男女共同参画社会に関する図書、雑誌等を収集し、情報提供の場を広げます。	総務企画課 教育委員会
58	D Vに関する情報の収集	充実した支援を行うため、DV に関する最新の情報を収集します。	総務企画課 保健福祉課
59	男女共同参画センター等における講演会等の情報提供	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、県男女共同参画センターや大島支庁、近隣市町村における講演会や研修会の開催日程等の情報提供に努めます。	総務企画課
60	担当職員の研修の実施	被害者の抱える複雑な問題へ対応できるよう、担当職員に更なる専門知識を習得させ、D V被害者に二次被害等を与えることがないように、研修会への参加を推進します。	関係各課

## 大和村男女共同参画社会づくりに向けた推進体制図



数値目標

項目	現状（平成25年度）	目標値 （平成30年度までに）	目標値 （平成35年度までに）
審議会等への女性の 登用率	17.9%	25%	30%
特定健診受診率	41.4% (H24)	60%	60%
特定保健指導実施率	32.1%	60%	60%
乳がん健診受診率	22.0%	25%	40%
子宮頸がん受診率	20.4%	25%	40%
家族経営協定締結	0組	2組	5組
女性の認定農業者数	0人	2人	8人





大和村

配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害ですが、その被害者は、多くの場合女性であり、男女の不平等な関係が暴力の背景にあります。

個人の尊厳を傷つけ、男女平等を妨げる配偶者等からの暴力は、男女共同参画社会の実現を阻害する行為であり、根絶すべき重要な課題です。

そのため、住民一人一人が暴力を許さない社会づくりに務めるとともに、国・県・近隣自治体及び関係機関・団体と連携・協力を図り、一体となって配偶者等からの暴力及び被害者の適切な保護に総合的かつ計画的に取り組むため、「大和村配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画（以下「大和村DV防止基本計画」という）を策定します。

### 2 計画の基本的な考え方

#### めざすべき姿

**【ドメスティック・バイオレンスを許さない】**  
**【誰もが安全で安心して生活できる地域の創造】**

#### 〈基本理念〉

- すべての人は、安全な環境で安心した生活を送ることができ、自分の生き方を自分で選び取り、人生を豊かに生きる権利を有しています。
- 配偶者等からの暴力は「家庭内の問題」や「個人的な問題」にとどまらず「社会的な問題」です。
- 配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む人権を侵害する行為です。
- 配偶者等からの暴力の被害者の多くは女性であり、その背景には、男女の不平等な関係があることから、その根絶に向けては、人権の確立と男女平等の実現が不可欠です。
- 配偶者等からの暴力の被害者は、国籍や年齢、障がいの有無等を問わずその人権を尊重され、適切な支援を受けることができる権利を有します。
- 国、県及び近隣自治体と、連携・協力を図りながら、配偶者等からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することも含め、その適切な保護を図る責務を有します。

### 3 計画の性格

(1) この計画は、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「配偶者暴力防止法」という。)第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画として策定します。

(2) 計画に基づき、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のために施策を実施するとともに住民に対して、この計画の趣旨に沿った取り組みに理解と協力を求めます。

(3) 配偶者等からの暴力に係る被害者の相談、保護、支援等に職務上関係のある者及び民間の支援機関は、連携・協力のもと、この計画の趣旨に沿った取り組みを積極的に行います。

### 4 計画の期間

この計画の期間は、平成26年度を初年度とする平成35年までの10年間とします。ただし、配偶者暴力防止法が改正された場合や、国が示した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」が見直された場合、新たに盛り込むべき、あるいは改正すべき事項等が生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

## 第2章 配偶者等からの暴力について

### 1 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス／DV）とは

#### （1）配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス／DV）

配偶者、恋人、同棲相手、元配偶者、以前つきあっていた恋人など、親密な関係にある、またはあった者からふるわれる暴力のことです。配偶者等からの暴力には、殴ったり蹴ったりするなど直接何らかの有形力を行使する身体的な暴力、心ない言動により相手の心を傷つけるなど精神的な暴力、嫌がっているのに性的行為を強要するなど性的な暴力、経済力を奪う等経済的な暴力など様々な形態が存在します。

#### （2）配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス／DV）の特徴

配偶者等からの暴力は、外部からの発見の困難なところで行われることが多いことや、「家庭内の問題」、「単なる夫婦けんか」という社会的な無理解により潜在化しやすく、周囲も気づかないうちに暴力が激化ならびに継続化し、被害が深刻化しやすいという特徴があります。

#### （3）犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス／DV）は、社会的、経済的、肉体的に優位に立つ者が、立場の弱い者を様々な暴力で支配しようとする行為であり、個人的な範囲を超え、犯罪となる行為をも含む人権を侵害する重大な社会問題です。

#### （4）根底にある男女の不平等な関係

男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など我が国の男女が置かれている状況等により、女性を対等なパートナーと見ない女性蔑視の意識や、夫が妻に暴力をふるうのはある程度仕方ないといった考え方などが社会の根底にあり、暴力を生み出す背景になっています。

## 2 配偶者等からの暴力の実態

### (1) 配偶者等からの暴力の被害経験

平成25年に実施した「大和村男女共同参画社会についての住民意識調査」によると、配偶者等から暴力を受けた経験が1度でもあると答えた人は、16.2%となっており、約6人に1人が配偶者等からの暴力を経験しています。

### (2) 配偶者等から暴力についての相談経験

平成25年に実施した「大和村男女共同参画社会についての住民意識調査」によると、配偶者等から暴力を受けた経験がある人に、その相談先をたずねたところ、「どこにも、だれにも相談しなかった（できなかった）」と回答した人が男女とも最も高く、暴力が潜在化しやすい傾向にあることがわかりました。

## 3 配偶者等からの暴力に対する取り組みの状況

### (1) 国における取り組み

平成13年4月、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制が整備され「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下DV防止法）が制定されました。これにより、配偶者等からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であると明確に位置づけられました。

また、DV防止法の規定については、施行後3年を目途として、その施行状況等を勘案、検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じるという附則に基づき、平成16年と平成19年、平成25年の3回にわたり改正が行われました。

#### 【平成16年改正】

1. 「配偶者からの暴力」の定義の拡大
2. 保護命令制度の拡充（元配偶者に対する保護命令、被害者の子への接近禁止命令、退去命令の期間の拡大等）
3. 市町村による配偶者暴力相談支援センターの業務の実施
4. 被害者の自立支援の明確化等
5. 警察本部長等の援助
6. 苦情の適切かつ迅速な処理
7. 外国人、障がい者等への対応

#### 【平成19年改正】

1. 市町村基本計画の策定
2. 配偶者暴力相談支援センターに関する改正
3. 保護命令制度の拡充（電話等を禁止する保護命令等）
4. 裁判所から支援センターへの保護命令の発令に関する通知

#### 【平成25年改正】

1. 「配偶者からの暴力」の定義の拡大（同棲する未婚の男女にも摘要）
2. 保護命令制度の拡充

### （2）鹿児島県における取り組み

平成14年1月に施行した「鹿児島県男女共同参画推進条例」第9条において、配偶者に対する暴力行為の禁止を明記し、同年、様々な問題を抱える女性の相談対応や保護を行う鹿児島県女性相談センターを配偶者暴力相談支援センターに指定しました。

平成18年3月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定し、この計画に則り、市町村、関係機関等と連携のもと、配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の取り組みを進め、同年、男女共同参画を推進する総合的活動拠点である鹿児島県男女共同参画センターを配偶者暴力相談センターに指定し、さらに平成19年には、県内全ての地域におけるDV被害者の相談・支援体制の充実に資するよう、各地域振興局・各支庁の保健福祉環境部を配偶者暴力相談支援センターとして指定しました。

平成19年7月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正、平成20年1月、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の見直しが行われたことにともない、これらの改正の内容やこれまでの県の施策の一層の充実を図るために、「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」の改定を行いました。

## 第3章 計画の体系

### めざすべき姿

**【ドメスティック・バイオレンスを許さない】**  
**【誰もが安全で安心して生活できる地域の創造】**

### 重点的に取り組むこと

- 1 いかなる場合にも暴力を許さない社会づくりに向けた取り組み
- 2 安心して相談できる体制の確立に向けた取り組み
- 3 被害者の安心と安全を確保するための取り組み

## 第4章 計画の内容

### 重点的に取り組むこと

#### 1 いかなる場合にも暴力を許さない社会づくりに向けた取り組み

#### 1 暴力を許さない人権教育・学習の推進

##### 「多様な機会をとらえた広報・啓発の推進」

暴力を許さないという認識を地域社会に徹底するため、広報誌や村のホームページなどを活用した広報を実施するとともに、多くの村民が集まる健診等でリーフレットを配布するなど多様な機会をとらえた広報、普及啓発を推進します。

##### 「地域、家庭教育における人権教育の推進」

暴力の防止に資するよう、地域や家庭において、男女の人権の尊重に基づく人権教育を促進するため各集落や家庭に対して広報・啓発に努めます。

##### 「学校、保育園等における人権教育の推進」

暴力の防止に資するよう、学校、保育園等の教育の場において、人権意識を高める教育や、男女の人権の尊重に基づく教育を推進するため教育関係者にむけた広報・啓発に努めます。

##### 「職場における人権教育の推進」

暴力の防止に資するよう、職場において男女の人権の尊重に基づく就業環境の整備に向けて、あらゆる機会を活用した広報・啓発に努めます。

##### 「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした広報・啓発

配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広め、その防止に向けた住民の取り組みを促進するとともに、被害者が周囲の無理解によりさらに傷つき、暴力の実態が潜在化することがないようにするため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月）の周知を図ります。



## 2 配偶者等からの暴力に対する正しい理解の促進

### 「広報誌やリーフレット等を活用した啓発の実施」

配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、広報誌や村ホームページなどを活用した広報を実施し、広く村民に対する啓発活動を実施します。

### 「啓発リーフレットの活用」

配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を浸透させるため、国・県・関係機関や民間団体が作成した啓発用リーフレットを配布します。

### 「講演会や研修会等の実施」

配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を村全体に浸透させるため、講演会や研修会を実施します。

### 「講演会等へ参加する人への配慮」

誰もが参加しやすいよう、講演会等の開催日時や情報提供の発信方法について、様々な年代、様々なライフスタイルの人が参加できるよう配慮します。

### デートDVへの正しい理解の促進

交際相手からの暴力であるデートDVは、若い世代の男女間で起きています。心身ともに未発達な若い世代の人たちは、被害を受けた場合の影響が大きく、社会性や心理的な発達に影響を及ぼすこともあるため、デートDVに対する認識を深め正しい理解の促進に努めます。

## 重点的に取り組むこと

### II 安心して相談できる体制の確立に向けた取り組み

#### 「相談窓口の周知」

配偶者等からの暴力やデートDVに悩みを抱えている人はもちろん、村民一人ひとりに相談できる場所があることの周知を図ります。また、被害者の立場に立った啓発に務めます。

#### 「安心して相談できる環境の整備」

プライバシーや被害者の心情に配慮した相談の環境づくりを進めるとともに、気軽に相談できる体制の整備に務めます。

#### 「関係機関の職務関係者を対象とした研修の実施と理解の促進」

個人情報扱う村職員や被害者と接する可能性のある職務担当者が、配偶者等からの暴力についての正しい理解のもとで、被害者に二次被害を与えることなく男女共同参画の視点に立った適切な対応をとることができるよう、研修の機会と内容の充実を図ります。

#### 「関係機関・団体の連携充実」

被害者の相談に総合的かつ迅速に対応するために、関係機関・団体との連携・協力体制の充実を図ります。

#### 「役場の各課の連携体制の充実」

被害者の相談に迅速な対応ができるよう庁内関係各課の連携・協力体制の充実を図ります。

重点的に取り組むこと

### Ⅲ 被害者の安全と安心の確保

#### 「被害者の一時避難への支援」

被害者の一時避難のための経費を予算化し、関係機関・団体と連携協力し、被害者の安全確保に努めます。

#### 「警察の緊急通報装置貸出制度の周知」

被害者の安全確保のために、警察の緊急通報装置貸出制度について情報提供を図ります。

#### 「被害者の安全を守る各種制度の周知」

配偶者暴力防止法やストーカー規制法など各種制度が有効に活用されるよう制度に関する情報提供と、その利用に当たっての支援を実施し、被害者の安全確保に努めます。

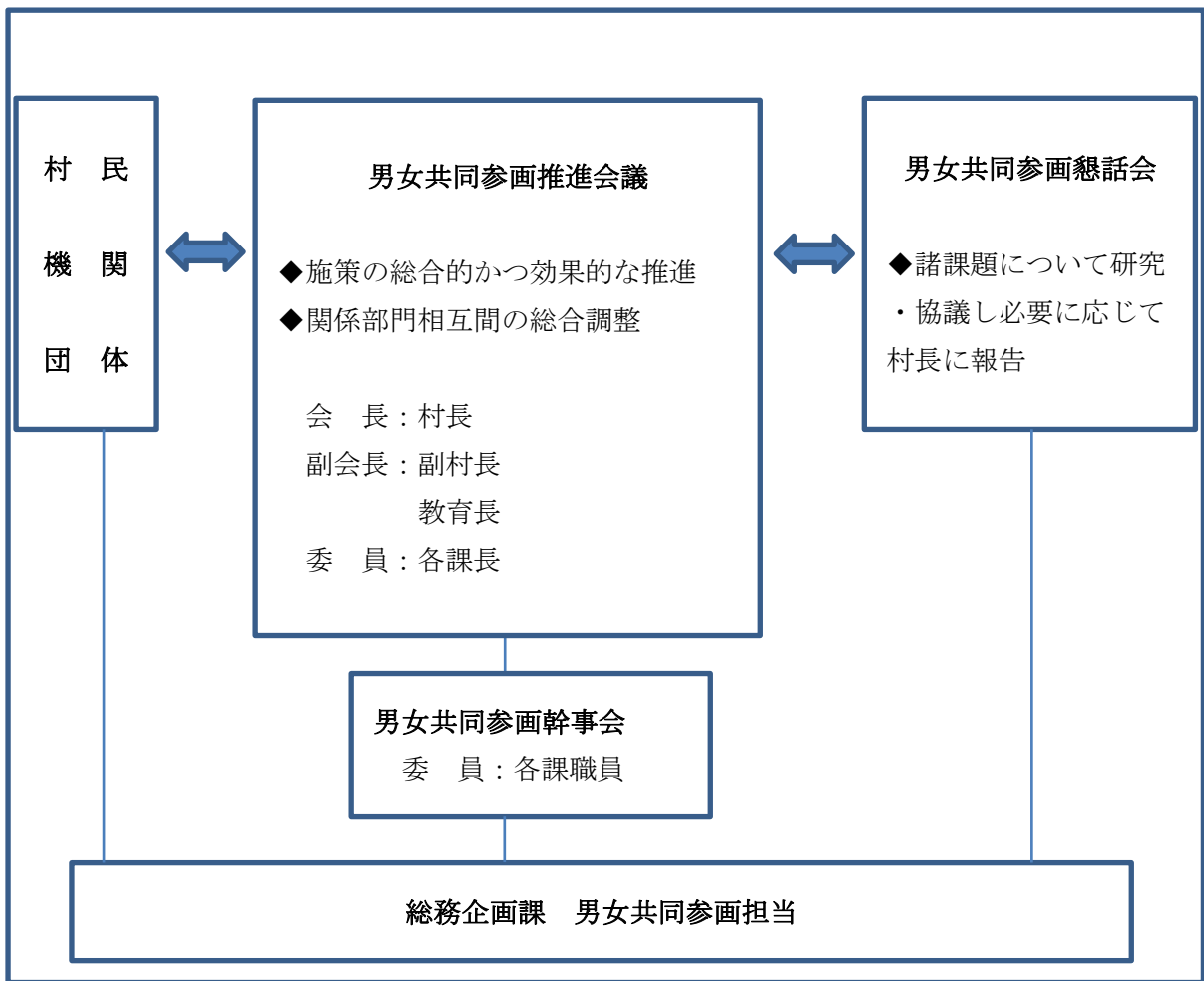
#### 「ハローワークにおける就業相談・指導、職業紹介、求人情報の提供」

被害者にとっての就労は、経済的な自立を図るためだけでなく、心の回復の面からも重要です。ハローワーク等における就業相談等の情報提供を行い、生活再建に向けての支援に努めます。

## 第5章 計画の推進体制

### 大和村男女共同参画基本計画

#### 大和村配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画



□参考資料□

# 男女共同参画基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号  
同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

前文  
第一章 総則（第一条—第十二条）  
第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する  
基本的施策（第十三条—第二十条）  
第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八  
条）  
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

（目的）

**第一条** この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

**第二条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

**第三条** 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

**第四条** 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会に

おける活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

**第五条** 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

**第六条** 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

**第七条** 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

**第八条** 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

**第九条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

**第十条** 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

**第十一条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

**第十二条** 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成

の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

**2** 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

**第十三条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

**2** 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

**3** 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

**4** 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

**5** 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

**第十四条** 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

**2** 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
（施策の策定等に当たっての配慮）

**第十五条** 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。  
（国民の理解を深めるための措置）

**第十六条** 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。  
（苦情の処理等）

**第十七条** 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。  
（調査研究）

**第十八条** 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。  
（国際的協調のための措置）

**第十九条** 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。  
（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

**第二十条** 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援す

るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

（設置）

**第二十一条** 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

**第二十二条** 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

**第二十三条** 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

**第二十四条** 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

**第二十五条** 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）



**第二十六条** 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

**第二十七条** 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

**第二十八条** この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 附 則 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

**第二条** 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

**第三条** 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日、第

二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

#### 附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(職員の身分引継ぎ)

**第三条** この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「従前の府省」という。)の職員(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」という。)又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

**第三十条** 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

#### 附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日) **第一条** この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

(以下略)

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：平成二十五年七月三日法律第七十二号

第一章 総則 (第一条・第二条)
第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (第二条の二・第二条の三)
第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (第三条―第五条)
第三章 被害者の保護 (第六条―第九条の二)
第四章 保護命令 (第十条―第二十二条)
第五章 雑則 (第二十三条―第二十八条)
第五章の二 補則 (第二十八条の二)
第六章 罰則 (第二十九条・第三十条)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

(定義)

- 第一条** この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同

様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

**第二条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

## 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

**第二条の二** 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

**第二条の三** 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保

護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

**第三条** 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者とその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五号及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

**第四条** 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

**第五条** 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

**第六条** 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

**第七条** 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

**第八条** 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

**第八条の二** 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

**第八条の三** 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和二十九年法律第二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ず

るよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

**第九条** 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

**第九条の二** 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

(保護命令)

**第十条** 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、

被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在す

る場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

**第十一条** 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（保護命令の申立て）

**第十二条** 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。（迅速な裁判）

**第十三条** 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

**第十四条** 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。（保護命令の申立てについての決定等）

**第十五条** 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

**第十六条** 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。  
(保護命令の取消し)

**第十七条** 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。  
(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

**第十八条** 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。  
(事件の記録の閲覧等)

**第十九条** 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

**第二十条** 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

**第二十一条** この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

**第二十二条** この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

**第二十三条** 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

**第二十四条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

**第二十五条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

**第二十六条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

**第二十七条** 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を

行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

**第二十八条** 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

（この法律の準用）

**第二十八条の二** 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手

条第一項		
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

**第二十九条** 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第三十条** 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

### 附 則 抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

**第二条** 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

**第三条** この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

### 附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

**第二条** この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不

法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

**第三条** 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘察し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

**附 則**（平成一九年七月一一日法律第一一三号）  
**抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

**第二条** この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

**附 則**（平成二五年七月三日法律第七二号）  
**抄**

（施行期日）

**1** この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。



# 鹿児島県男女共同参画推進条例

平成 13 年 12 月 21 日

条例第 56 号

## 目次

### 前文

### 第 1 章 総則(第 1 条—第 8 条)

### 第 2 章 男女共同参画を阻害する行為の禁止(第 9 条)

### 第 3 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第 10 条—第 16 条)

### 第 4 章 鹿児島県男女共同参画審議会(第 17 条—第 24 条)

## 附則

すべての人々が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を築くことは、私たちの願いである。そして、その社会こそが、男女が対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、喜びと責任を分かち合うことができる男女共同参画社会である。

鹿児島県では、これまでも、その時代の要請に応じて、男女平等の実現に向けた様々な取組を行ってきたが、依然として性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく制度と慣行が根強く残っており、なお一層の努力が必要とされている。

また、少子高齢化の進展、家族形態の多様化、地域社会の変化等の社会経済情勢の変化に対応していくためにも、男女共同参画社会の実現は緊急かつ重要な課題となっている。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指して、県、事業者、県民及び市町村が一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

## 第 1 章 総則

(目的)

**第 1 条** この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

**第 2 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が当該活動に参画し、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。

(基本理念)

**第 3 条** 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画を阻害する要

因となるおそれがあることを考慮して、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体(事業者を含む。以下同じ。)における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進が国際社会にお第25章  
取組と密接な関係を有していることを考慮して、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。  
(県の責務)

**第4条** 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、事業者、県民及び市町村と連携を図るものとする。  
(事業者の責務)

**第5条** 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。  
(県民の責務)

**第6条** 県民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市町村への要請及び支援)

**第7条** 県は、市町村に対し、その区域の特性に応じた男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを求めるものとする。

2 県は、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(年次報告)

**第8条** 知事は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

## 第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止

**第9条** 何人も、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為を行ってはならない。

(1) 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における性別による差別的取扱い

(2) 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメント

(3) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)に対する暴力行為(精神的苦痛を著しく与える行為を含む。)

## 第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

**第10条** 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同

参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、鹿児島県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

**第11条** 県は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施第4章に当たっては、男女共同参画に配慮しなければならない。

2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、県民の意見を反映させるよう努めるものとする。

(県民の理解を深めるための措置)

**第12条** 県は、広報活動等を通じて基本理念に関する県民の理解を深めるよう適切な措置を講ずるとともに、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(調査研究)

**第13条** 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(県民等に対する支援)

**第14条** 県は、県民及び民間の団体が男女共同参画の推進に関して行う活動を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(県民等の申出)

**第15条** 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての県民及び民間の団体からの申出があったときは、適切に処理するよう努めるものとする。

2 県は、第9条に規定する行為その他の男女共同参画を阻害する行為に関する県民及び民間の団体からの申出があったときは、関

係機関と協力して適切に処理するよう努めるものとする。

(男女共同参画週間)

**第16条** 県民の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、男女共同参画週間を設ける。

2 男女共同参画週間は、毎年7月25日から同月31日までとする。

3 県は、男女共同参画週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

#### 第4章 鹿児島県男女共同参画審議会

(審議会)

**第17条** 男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、鹿児島県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 基本計画に関し、第10条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な政策又は重要事項を調査審議すること。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、知事に対し、意見を述べることができる。

(組織)

**第18条** 審議会は、男女共同参画に関する識見を有する者のうちから知事が任命する委員20人以内をもって組織する。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委員の任期)

**第19条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第20条** 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第 21 条** 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

**第 22 条** 審議会は、専門の事項を調査するため必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が選任する。

(庶務)

**第 23 条** 審議会の庶務は、総務部県民生活局において処理する。

(平 21 条例 14・一部改正)

(委任)

**第 24 条** この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

1 この条例は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際現に定められている男女共同参画の推進に関する県の基本的な計画であつて、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、この条例の規定により定められた基本計画とみなす。

附 則(平成 21 年 3 月 27 日条例第 14 号)抄(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

## 大和村男女共同参画推進会議設置要綱

平成24年10月10日 告示第47号

### (設置)

第1条 男女が、社会の対等な構成員として、その能力と個性を十分に発揮することができ、かつ、共に責任を負うべき男女共同参画社会の実現を図るため、大和村男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について、調査、研究及び審議を行う。

- (1) 男女共同参画社会実現に係る施策に総合的な推進に関すること。
- (2) 男女共同参画社会実現に係る施策の関係課等間の総合的な連絡調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画の形成促進に関すること。

### (組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、村長をもって充てる。
- 3 副会長は、副村長と教育長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

### (会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 推進会議は、会長が必要に応じ招集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外にもものを出席させて意見を聴くことができる。

### (幹事会)

第6条 会長は、男女共同参画社会実現のための施策について、調査、研究その他専門的な作業を行うため、大和村男女共同参画幹事会（以下「幹事会」という。）を置くことができる。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる推進会議の各委員が推薦する所属職員をもって組織する。

- 3 幹事会は、調査、研究その他専門的な作業の経過及び結果を推進会議に報告しなければならない。

### (庶務)

第7条 推進会議の庶務は、総務企画課において行う。

### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議及び幹事会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

## 大和村男女共同参画懇話会設置要綱

平成24年10月10日 告示第48号

### (設置)

第1条 大和村における男女共同参画社会の実現に向けて、広く意見を聴し、基本計画の策定及び男女共同参画社会形成に係る施策を総合的に推進するため、大和村男女共同参画懇話会(以下「懇話会」という。)を置く。

### (所掌事項)

第2条 懇話会は、男女共同参画社会づくりに関する諸問題について研究・協議し、必要に応じて村長に報告を行うものとする。

### (組織)

第3条 懇話会は、委員10名以内で組織する。  
2 委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。  
(1) 村内の団体及び関係機関の代表者  
(2) 村内企業及び事業所の代表者  
(3) 学識経験を有する者  
(4) その他村長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。  
2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選とする。  
2 会長は、懇話会を代表し、会務を総括する。  
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 懇話会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。  
2 懇話会は、必要に応じて専門家に意見を聴くことができるものとする。

### (庶務)

第7条 懇話会の庶務は、総務企画課において行う。

### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、村長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

## 大和村男女共同参画社会に関する住民意識調査の概要

### 1 調査の目的

大和村における男女共同参画社会の形成に向けて、住民の男女共同参画に関する意識と実態を把握し、「大和村男女共同参画基本計画」策定と今後の施策の充実を図るための基礎資料とする。

### 2 調査の実施概要

- (1) 調査地域：大和村全域
- (2) 調査対象：大和村在住の20歳以上の男女1393人

	女性	男性	年代別計	年代別比
20代	41	35	76	5.5
30代	47	65	112	8.0
40代	92	115	207	14.9
50代	113	132	245	17.6
60代	130	120	250	17.9
70代	149	122	271	19.4
80歳以上	167	65	232	16.7
性別計	739	654	1393	100.0%
性別比	53.1	46.9	100.0%	

- (3) 調査方法：各集落区長による配布・各集落公民館に設置した回収箱、もしくは郵送回収
- (4) 調査期間：平成25年3月13日～3月29日
  - 3月13日 調査票配布
  - 3月29日 締め切り

### 3 回収状況

標本数 1393  
回収数 789 (回収率：56.6%)  
有効回収数 763 (回収率：54.7%)

#### 4 意識調査集計

※女性と男性の計は性別についての無回答者をのぞいているので全体とは一致しない。

問1 あなたは、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、どのようにお考えですか。

選択項目	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
賛成	122	16.0%	61	15.5%	55	16.6%
どちらかといえば賛成	269	35.3%	122	31.0%	134	40.4%
どちらかといえば反対	178	23.3%	110	27.9%	65	19.6%
反対	123	16.1%	62	15.7%	57	17.2%
無回答	71	9.3%	39	9.9%	21	6.3%
合計	763	100.0%	394	100.0%	332	100.1%

問2-①家庭の中で

選択項目	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
男性の方が非常に優遇されている	87	11.4%	52	13.2%	32	9.6%
どちらかといえば男性が優遇されている	295	38.7%	153	38.8%	129	38.9%
平等である	222	29.1%	98	24.9%	117	35.2%
どちらかといえば女性が優遇されている	21	2.8%	13	3.3%	8	2.4%
女性の方が非常に優遇されている	6	0.8%	1	0.3%	4	1.2%
わからない	43	5.6%	23	5.8%	17	5.1%
無回答	89	11.7%	54	13.7%	25	7.5%
合計	763	100.0%	394	100.0%	332	100.0%

問2-②学校教育の中で

選択項目	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
男性の方が非常に優遇されている	17	2.2%	12	3.0%	5	1.5%
どちらかといえば男性が優遇されている	74	9.7%	45	11.4%	28	8.4%
平等である	421	55.2%	193	49.0%	208	62.7%
どちらかといえば女性が優遇されている	16	2.1%	6	1.5%	10	3.0%
女性の方が非常に優遇されている	7	0.9%	3	0.8%	4	1.2%
わからない	87	11.4%	50	12.7%	34	10.2%
無回答	141	18.5%	85	21.6%	43	13.0%
合計	763	100.0%	394	100.0%	332	100.0%



問2-③職場の中で

選択項目	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
男性の方が非常に優遇されている	87	11.4%	48	12.2%	32	9.6%
どちらかといえば男性が優遇されている	253	33.2%	133	33.8%	113	34.0%
平等である	182	23.9%	73	18.5%	102	30.7%
どちらかといえば女性が優遇されている	27	3.5%	10	2.5%	16	4.8%
女性の方が非常に優遇されている	5	0.7%	2	0.5%	3	0.9%
わからない	64	8.4%	42	10.7%	19	5.7%
無回答	145	19.0%	86	21.8%	47	14.2%
合計	763	100.0%	394	100.0%	332	100.0%

問2-④地域社会の中で

選択項目	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
男性の方が非常に優遇されている	78	10.2%	48	12.2%	28	8.4%
どちらかといえば男性が優遇されている	315	41.3%	177	44.9%	126	38.0%
平等である	172	22.5%	60	15.2%	105	31.6%
どちらかといえば女性が優遇されている	14	1.8%	5	1.3%	9	2.7%
女性の方が非常に優遇されている	2	0.3%	0	0.0%	2	0.6%
わからない	46	6.0%	27	6.9%	17	5.1%
無回答	136	17.8%	77	19.5%	45	13.6%
合計	763	100.0%	394	100.0%	332	100.0%

問2-⑤法律や制度で

選択項目	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
男性の方が非常に優遇されている	36	4.7%	25	6.3%	11	3.3%
どちらかといえば男性が優遇されている	149	19.5%	89	22.6%	54	16.3%
平等である	322	42.2%	130	33.0%	178	53.6%
どちらかといえば女性が優遇されている	19	2.5%	7	1.8%	12	3.6%
女性の方が非常に優遇されている	5	0.7%	1	0.3%	4	1.2%
わからない	93	12.2%	63	16.0%	28	8.4%
無回答	139	18.2%	79	20.1%	45	13.6%
合計	763	100.0%	394	100.0%	332	100.0%

問2-⑥社会通念、慣習・しきたりなどで

選択項目	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
男性の方が非常に優遇されている	112	14.7%	63	16.0%	42	12.7%
どちらかといえば男性が優遇されている	300	39.3%	146	37.1%	146	44.0%
平等である	133	17.4%	54	13.7%	73	22.0%
どちらかといえば女性が優遇されている	8	1.0%	5	1.3%	3	0.9%
女性の方が非常に優遇されている	4	0.5%	1	0.3%	3	0.9%
わからない	71	9.3%	47	11.9%	22	6.6%
無回答	135	17.7%	78	19.8%	43	13.0%
合計	763	100.0%	394	100.0%	332	100.0%

問3 あなたは、女性が、議会議員や地域活動の役員などになって、施策の企画立案や方針決定の場に女性の意見が反映されるようになればいいと思いますか。

選択項目	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
そう思う	415	54.4%	213	54.1%	186	56.0%
どちらかといえばそう思う	194	25.4%	99	25.1%	90	27.1%
どちらかといえばそう思わない	35	4.6%	12	3.0%	20	6.0%
そう思わない	19	2.5%	11	2.8%	8	2.4%
わからない	38	5.0%	25	6.3%	10	3.0%
無回答	62	8.1%	34	8.6%	18	5.4%
合計	763	100.0%	394	100.0%	332	100.0%

問4 あなたは、次のようなことについてどう思いますか。

問4-①妻や子どもを養うのは、男性の責任である

選択項目	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
そう思う	296	38.8%	127	32.2%	157	47.3%
どちらかといえばそう思う	216	28.3%	112	28.4%	95	28.6%
どちらともいえない	108	14.2%	70	17.8%	34	10.2%
どちらかといえばそう思わない	22	2.9%	11	2.8%	10	3.0%
そう思わない	42	5.5%	26	6.6%	14	4.2%
無回答	79	10.4%	48	12.2%	22	6.6%
合計	763	100.0%	394	100.0%	332	100.0%

問4-②女性は結婚したら自分自身のことより、家族を中心に考えるべきである。

選択項目	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
そう思う	159	20.8%	89	22.6%	66	19.9%
どちらかといえばそう思う	223	29.2%	121	30.7%	90	27.1%
どちらともいえない	182	23.9%	82	20.8%	94	28.3%
どちらかといえばそう思わない	56	7.3%	29	7.4%	25	7.5%
そう思わない	58	7.6%	28	7.1%	29	8.7%
無回答	85	11.1%	45	11.4%	28	8.4%
合計	763	100.0%	394	100.0%	332	100.0%

問4-③女性は仕事を持つのはよいが、家事、育児もきちんとすべきである

選択項目	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
そう思う	242	31.7%	132	33.5%	103	31.0%
どちらかといえばそう思う	231	30.3%	117	29.7%	103	31.0%
どちらともいえない	129	16.9%	66	16.8%	59	17.8%
どちらかといえばそう思わない	30	3.9%	12	3.0%	17	5.1%
そう思わない	50	6.6%	21	5.3%	25	7.5%
無回答	81	10.6%	46	11.7%	25	7.5%
合計	763	100.0%	394	100.0%	332	100.0%

問4-④男性の方が女性より、管理職としての素質がある

選択項目	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
そう思う	96	12.6%	55	14.0%	37	11.1%
どちらかといえばそう思う	127	16.6%	60	15.2%	61	18.4%
どちらともいえない	285	37.4%	143	36.3%	132	39.8%
どちらかといえばそう思わない	42	5.5%	22	5.6%	19	5.7%
そう思わない	114	14.9%	56	14.2%	54	16.3%
無回答	99	13.0%	58	14.7%	29	8.7%
合計	763	100.0%	394	100.0%	332	100.0%

問5 【結婚されているかたにおたずねします】あなたの家庭では、現在、次のような事柄を主に誰が行っていますか。

問5-①家事

選択項目	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
夫	7	1.5%	1	0.4%	6	2.7%
妻	330	72.4%	170	74.6%	159	71.3%
夫と妻が分担	76	16.7%	36	15.8%	40	17.9%
その他の人	6	1.3%	1	0.4%	4	1.8%
該当しない	4	0.9%	3	1.3%	1	0.4%
無回答	33	7.2%	17	7.5%	13	5.8%
合計	456	100.0%	228	100.0%	223	100.0%

問5-②育児

選択項目	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
夫	1	0.2%	0	0.0%	1	0.4%
妻	219	48.0%	113	49.6%	106	47.5%
夫と妻が分担	100	21.9%	53	23.2%	46	20.6%
その他の人	2	0.4%	0	0.0%	2	0.9%
該当しない	68	14.9%	33	14.5%	35	15.7%
無回答	66	14.5%	29	12.7%	33	14.8%
合計	456	100.0%	228	100.0%	223	100.0%

問5-③介護・看護

選択項目	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
夫	4	0.9%	1	0.4%	3	1.3%
妻	139	30.5%	73	32.0%	66	29.6%
夫と妻が分担	84	18.4%	39	17.1%	44	19.7%
その他の人	14	3.1%	6	2.6%	8	3.6%
該当しない	146	32.0%	75	32.9%	70	31.4%
無回答	69	15.1%	34	14.9%	32	14.3%
合計	456	100.0%	228	100.0%	223	100.0%

問5-④自治会、町内会、集落公民館など地域活動への参加

選択項目	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
夫	134	29.4%	47	20.6%	84	37.7%
妻	62	13.6%	39	17.1%	23	10.3%
夫と妻が分担	213	46.7%	115	50.4%	98	43.9%
その他の人	3	0.7%	1	0.4%	2	0.9%
該当しない	10	2.2%	7	3.1%	3	1.3%
無回答	34	7.5%	19	8.3%	13	5.8%
合計	456	100.0%	228	100.0%	223	100.0%

問6 あなたのご職業を次の1～11の中から1つだけお選び下さい。

選択項目	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
農林水産業	31	4.1%	5	1.3%	26	7.8%
商工サービス業	8	1.0%	3	0.8%	5	1.5%
その他の自営業	35	4.6%	17	4.3%	18	5.4%
農林水産業（家族従事者）	14	1.8%	6	1.5%	8	2.4%
商工サービス業（家族従事者）	3	0.4%	2	0.5%	1	0.3%
その他の自営業（家族従事者）	3	0.4%	2	0.5%	1	0.3%
常勤の勤め（公務員、教員、社員等）	145	19.0%	41	10.4%	100	30.1%
非常勤の勤め（パート、アルバイト、嘱託、臨時職員）	122	16.0%	71	18.0%	50	15.1%
主婦・主夫	101	13.2%	92	23.4%	4	1.2%
学生	1	0.1%	1	0.3%	0	0.0%
無職	215	28.2%	110	27.9%	91	27.4%
無回答	85	11.1%	44	11.2%	28	8.4%
合計	763	100.0%	394	100.0%	332	100.0%

問7 あなたはどのような形で働きたいですか。次の1～10の中から1つだけお選びください。

	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
常勤（フルタイム）	198	26.0%	71	18.0%	124	37.3%
常勤（短時間勤務、フレックスタイム制）	41	5.4%	22	5.6%	16	4.8%
パートタイム、アルバイト、嘱託	79	10.4%	56	14.2%	22	6.6%
契約社員、派遣社員	8	1.0%	5	1.3%	3	0.9%
在宅勤務	18	2.4%	12	3.0%	6	1.8%
事業経営	43	5.6%	10	2.5%	33	9.9%
家事に従事	67	8.8%	46	11.7%	14	4.2%
働くつもりはない	34	4.5%	15	3.8%	17	5.1%
働くことができない	129	16.9%	80	20.3%	44	13.3%
その他	44	5.8%	22	5.6%	21	6.3%
無回答	102	13.4%	55	14.0%	32	9.6%
合計	763	100.0%	394	100.0%	332	100.0%

問8 【現在、勤めにより働いている方（問6で雇用者「7」又は「8」と答えた方）におたずねします】

あなたの職場では、性別によって処遇が異なりますか。（複数回答）

選択項目	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
募集・採用の機会に格差がある	41	9.9%	23	11.7%	18	8.5%
賃金に格差がある	51	12.3%	27	13.7%	23	10.8%
女性に補助的な業務や雑用（お茶汲み等）に従事させる傾向がある	46	11.1%	18	9.1%	28	13.2%
昇進、昇格に格差がある	42	10.1%	20	10.2%	22	10.4%
管理職への登用に差がある	49	11.8%	16	8.1%	33	15.6%
結婚や出産時に退職する慣例や雰囲気がある	15	3.6%	7	3.6%	8	3.8%
中高年女性には退職を促すような雰囲気がある	6	1.4%	4	2.0%	2	0.9%
社内研修や教育訓練・出張や視察などの機会の差	14	3.4%	6	3.0%	8	3.8%
育児休業や介護休業の取り易さ	21	5.1%	8	4.1%	12	5.7%
同じ職場で夫と妻が共に働いている場合、どちらかが働き続けにくい雰囲気がある	26	6.3%	11	5.6%	14	6.6%
その他	11	2.7%	4	2.0%	7	3.3%
特に性別により処遇が異なることはない	31	7.5%	30	15.2%	0	0.0%
無回答	61	14.7%	23	11.7%	37	17.5%
合計	414	100.0%	197	100.0%	212	100.0%

問9 あなたの職場では、働く時間、給料、休業日や休暇、仕事の分担などについての取り決め（会社の就業規則、農家の家族経営協定などに類するもの）がありますか。

選択項目	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
文章化された取り決めがある	129	35.7%	61	41.5%	65	31.1%
文章化されていないが、合意していつ取り決めがある （口約束、暗黙の了解を含む）	34	9.4%	10	6.8%	24	11.5%
取り決めはない	29	8.0%	12	8.2%	17	8.1%
取り決めがあるかどうかわからない	22	6.1%	7	4.8%	15	7.2%
無回答	147	40.7%	57	38.8%	88	42.1%
合計	361	100.0%	147	100.0%	209	100.0%

問10 (問9で「1」「2」を選んだ方) その取り決めは守られていますか。

選択項目	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
守られている	87	53.4%	38	53.5%	48	53.9%
どちらかというを守られている	58	35.6%	27	38.0%	29	32.6%
どちらかという守られていない	13	8.0%	4	5.6%	9	10.1%
守られていない	4	2.5%	2	2.8%	2	2.2%
無回答	1	0.6%	0	0.0%	1	1.1%
合計	163	100.0%	71	100.0%	89	100.0%

問11 あなた、日ごろ、何か地域のために役立ちたいと思いますか。

選択項目	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
非常にそう思っている	128	16.8%	58	14.7%	68	20.5%
ある程度そう思っている	334	43.8%	171	43.4%	150	45.2%
少しそう思っている	130	17.0%	80	20.3%	44	13.3%
あまりそうは思わない	39	5.1%	23	5.8%	14	4.2%
全くそうは思わない	10	1.3%	3	0.8%	6	1.8%
無回答	122	16.0%	59	15.0%	50	15.1%
合計	763	100.0%	394	100.0%	332	100.0%

問12 あなたは、現在、次のような地域における活動に参加していますか。(複数回答)

選択項目	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
自治会、町内会、集落などの地区を単位とした団体活動	363	27.2%	168	24.6%	187	30.8%
婦人(女性)会、老人クラブ、青壮年団などの団体	393	29.5%	219	32.1%	164	27.0%
子ども会、PTA、スポーツ少年団などの子どもの活動に関わる団体活動	106	8.0%	50	7.3%	55	9.1%
消費者運動、環境保護運動などの住民活動	17	1.3%	8	1.2%	9	1.5%
民生委員・児童委員・スポーツ推進委員などの公的な委員活動	32	2.4%	14	2.0%	18	3.0%
子育て支援や高齢者介護、障がい者福祉などを目的としたグループ活動	32	2.4%	23	3.4%	9	1.5%
NPO 法人などの非営利活動	10	0.8%	6	0.9%	4	0.7%
特定の団体やグループに属さず、個人として地域に貢献する活動	44	3.3%	19	2.8%	25	4.1%
スポーツや趣味、文化振興などに関するサークル活動	101	7.6%	53	7.8%	46	7.6%
その他	15	1.1%	10	1.5%	5	0.8%
特に何もしていない	167	12.5%	87	12.7%	71	11.7%
無回答	53	4.0%	26	3.8%	14	2.3%
合計	1333	100.0%	683	100.0%	607	100.0%

問13 (問12で「1」「2」「3」を選んだ方) 活動に参加しているお気持ちについて、次の1～3の中から1つだけお選びください。

選択項目	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
生きがい・やりがいを感じている	136	26.5%	76	28.4%	56	24.1%
生きがい・やりがいを感じることもあるが、負担に感じることもある	294	57.2%	142	53.0%	144	62.1%
負担に感じつつ参加している	62	12.1%	40	14.9%	22	9.5%
無回答	22	4.3%	10	3.7%	10	4.3%
合計	514	100.0%	268	100.0%	232	100.0%



問14 あなたが住んでいる地域では、次のような雰囲気や慣習がありますか。(複数回答)

選択項目	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
地域活動をするときに、参加を強制させる雰囲気がある	151	7.6%	80	7.5%	68	7.9%
外での作業は男性が出るべきだという雰囲気がある	150	7.6%	57	5.3%	90	10.5%
女性や若い人は、男性や年長者の意見に従ったほうがよい(従うものだ)という雰囲気がある	177	8.9%	99	9.2%	72	8.4%
団体の長や代表などには男性になるほうがよい(なるものだ)という雰囲気がある	174	8.8%	91	8.5%	80	9.3%
会議等で女性が自分の意見を発言することに対して批判的な雰囲気がある	51	2.6%	38	3.5%	13	1.5%
女性は様々な役割や仕事の経験を積む機会から遠ざけられている雰囲気がある	35	1.8%	20	1.9%	15	1.7%
様々な役割の責任者には男性が就き、女性は補佐役に就くことが多い	146	7.4%	78	7.3%	64	7.5%
結婚をし、子どもを産み育てないと、一人前として認められないような雰囲気がある	71	3.6%	41	3.8%	28	3.3%
女性が役職に就きたがらない	112	5.6%	58	5.4%	52	6.1%
会合や行事の湯茶・食事の準備や後片付けは女性の役割という雰囲気がある	370	18.7%	210	19.6%	153	17.8%
地域のために慣習を見直すなど、変革を求める人を煙たがる雰囲気がある	125	6.3%	74	6.9%	49	5.7%
地元(村内)出身でない人を何年経っても「よその人」として区別する雰囲気がある	108	5.4%	62	5.8%	45	5.2%
地域での生活に関わる事柄について、互いに助け合うために、自分ができることでも貢献しようとする意識があまりない	91	4.6%	55	5.1%	35	4.1%
特にこのようなことはない	116	5.8%	59	5.5%	49	5.7%
無回答	107	5.4%	49	4.6%	45	5.2%
合計	1984	100.1%	1071	100.0%	858	100.0%

問15 あなたの生活の中での、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」のかかわり方についておたずねします。

選択項目	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
「仕事」を優先している	135	17.7%	39	9.9%	91	27.4%
「家庭生活」を優先している	132	17.3%	89	22.6%	41	12.3%
「地域・個人の生活」を優先している	27	3.5%	15	3.8%	11	3.3%
「仕事」と「家庭生活」をともに優先している	110	14.4%	55	14.0%	52	15.7%
「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している	41	5.4%	17	4.3%	24	7.2%
「家庭」と「地域・個人の生活」をともに優先している	65	8.5%	40	10.2%	24	7.2%
「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」いずれもバランスよく配分している	105	13.8%	54	13.7%	45	13.6%
わからない	75	9.8%	43	10.9%	28	8.4%
無回答	73	9.6%	42	10.7%	16	4.8%
合計	763	100.0%	394	100.0%	332	100.0%

問16 生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」について、あなたが希望するかかわり方を、次の1～8の中から1つだけお選びください。

選択項目	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
「仕事」を優先したい	47	6.2%	13	3.3%	33	9.9%
「家庭生活」を優先したい	104	13.6%	57	14.5%	44	13.3%
「地域・個人の生活」を優先したい	28	3.7%	13	3.3%	13	3.9%
「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい	107	14.0%	57	14.5%	46	13.9%
「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい	39	5.1%	13	3.3%	26	7.8%
「家庭」と「地域・個人の生活」をともに優先したい	78	10.2%	49	12.4%	27	8.1%
「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」いずれもバランスよく配分したい	209	27.4%	107	27.2%	97	29.2%
わからない	69	9.0%	42	10.7%	24	7.2%
無回答	82	10.7%	43	10.9%	22	6.6%
合計	763	100.0%	394	100.0%	332	100.0%

問17 男性も女性も、家事・子育て・介護・地域活動・仕事などに、自分の意思で積極的に関わり、いきいきと暮らすことができるようになるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(特に必要と思われる事項の番号を3つ以内)

	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
男女の役割分担についての社会通念、習慣、しきたりを改めること	175	9.8%	88	9.5%	81	10.1%
仕事に生活を合わせるという、仕事中心の社会全体の仕組みを改めること	69	3.9%	22	2.4%	45	5.6%
男性が家事に参画するライフスタイルについて抵抗感をなくすこと	156	8.7%	84	9.1%	69	8.6%
男性も女性も生活面・経済面で自立できるようになること	265	14.8%	133	14.4%	126	15.7%
家族の間でお互いの立場を理解し、家事などの分担をするように十分話しあうこと	266	14.9%	149	16.1%	112	13.9%
家事などについて、性別によらず、身に付けることができるような育て方をすること	235	13.1%	143	15.5%	85	10.6%
学校・職場・社会などさまざまな場で男女平等や相互理解についての学習機会を増やすこと	139	7.8%	59	6.4%	75	9.3%
労働時間を短縮したり、休暇制度を普及させること	90	5.0%	40	4.3%	50	6.2%
自宅でも仕事ができるように在宅勤務などを普及させること	95	5.3%	43	4.7%	49	6.1%
育児や介護支援の充実など、育児や介護を社会でさせる制度を充実させること	184	10.3%	95	10.3%	85	10.6%
その他	14	0.8%	7	0.8%	7	0.9%
無回答	102	5.7%	61	6.6%	21	2.6%
合計	1790	100.0%	924	100.0%	805	100.0%

問18 あなたは、この一年間の生活の中で、次のような不安や悩みがありましたか。(複数回答)

選択項目	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
雇用・転職・再就職など仕事について	125	8.2%	55	6.8%	67	10.1%
病気・障がいなどの身体の健康について	270	17.7%	126	15.6%	135	20.4%
生活費・借金などのお金について	142	9.3%	75	9.3%	63	9.5%
ストレス、うつなど心の健康について	115	7.5%	77	9.5%	34	5.1%
恋愛について	20	1.3%	9	1.1%	11	1.7%
職場や地域での人間関係について	143	9.4%	76	9.4%	64	9.7%
夫婦・親子などの家族の間での人間関係について	76	5.0%	44	5.4%	28	4.2%
育児・子育てについて	36	2.4%	21	2.6%	15	2.3%
介護・看護について	132	8.6%	78	9.6%	51	7.7%
妊娠・出産に関することについて	10	0.7%	6	0.7%	4	0.6%
自分や家族の将来について	253	16.5%	136	16.8%	108	16.3%
特に無かった	131	8.6%	65	8.0%	61	9.2%
無回答	76	5.0%	41	5.1%	20	3.0%
合計	1529	100.0%	809	100.0%	661	100.0%

問19 あなたは、配偶者・婚姻届は出していないが事実上婚姻関係(事実婚)のある相手、元配偶者、元事実婚の相手、恋人、元恋人との間で、次のようなことが行われた場合、それを暴力だと思いますか。

問19-①平手で打つ

選択項目	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
どんな場合も暴力にあたると思う	369	48.4%	187	47.5%	173	52.1%
暴力にあたる場合と、そうでない場合があると思う	162	21.2%	78	19.8%	80	24.1%
暴力にあたるとは思わない	29	3.8%	16	4.1%	13	3.9%
無回答	203	26.6%	113	28.7%	66	19.9%
合計	763	100.0%	394	100.0%	332	100.0%

問19-②足でける

選択項目	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
どんな場合も暴力にあたると思う	448	58.7%	221	56.1%	216	65.1%
暴力にあたる場合と、そうでない場合があると思う	90	11.8%	50	12.7%	38	11.4%
暴力にあたるとは思わない	16	2.1%	7	1.8%	9	2.7%
無回答	209	27.4%	116	29.4%	69	20.8%
合計	763	100.0%	394	100.0%	332	100.0%

問19-③身体を傷つける可能性のあるものでなぐる

選択項目	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
どんな場合も暴力にあたると思う	514	67.4%	264	67.0%	237	71.4%
暴力にあたる場合と、そうでない場合があると思う	22	2.9%	8	2.0%	14	4.2%
暴力にあたるとは思わない	14	1.8%	6	1.5%	8	2.4%
無回答	213	27.9%	116	29.4%	73	22.0%
合計	763	100.0%	394	100.0%	332	100.0%

問19-④なぐるふりをして、おどす

選択項目	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
どんな場合も暴力にあたると思う	328	43.0%	173	43.9%	148	44.6%
暴力にあたる場合と、そうでない場合があると思う	175	22.9%	81	20.6%	89	26.8%
暴力にあたるとは思わない	45	5.9%	19	4.8%	25	7.5%
無回答	215	28.2%	121	30.7%	70	21.1%
合計	763	100.0%	394	100.0%	332	100.0%

問19-⑤刃物などを突きつけて、おどす

選択項目	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
どんな場合も暴力にあたると思う	524	68.7%	266	67.5%	246	74.1%
暴力にあたる場合と、そうでない場合があると思う	12	1.6%	4	1.0%	7	2.1%
暴力にあたるとは思わない	15	2.0%	7	1.8%	8	2.4%
無回答	212	27.8%	117	29.7%	71	21.4%
合計	763	100.0%	394	100.0%	332	100.0%

問19-⑥嫌がっているのに性的な行為を強要する

選択項目	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
どんな場合も暴力にあたると思う	429	56.2%	214	54.3%	204	61.4%
暴力にあたる場合と、そうでない場合があると思う	93	12.2%	52	13.2%	40	12.0%
暴力にあたるとは思わない	22	2.9%	9	2.3%	13	3.9%
無回答	219	28.7%	119	30.2%	75	22.6%
合計	763	100.0%	394	100.0%	332	100.0%

問19-⑦見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる

選択項目	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
どんな場合も暴力にあたると思う	349	45.7%	181	45.9%	160	48.2%
暴力にあたる場合と、そうでない場合があると思う	143	18.7%	68	17.3%	72	21.7%
暴力にあたるとは思わない	51	6.7%	23	5.8%	26	7.8%
無回答	220	28.8%	122	31.0%	74	22.3%
合計	763	100.0%	394	100.0%	332	100.0%

問19-⑧何を言っても長時間無視し続ける

選択項目	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
どんな場合も暴力にあたると思う	250	32.8%	132	33.5%	110	33.1%
暴力にあたる場合と、そうでない場合があると思う	214	28.0%	106	26.9%	105	31.6%
暴力にあたるとは思わない	82	10.7%	37	9.4%	43	13.0%
無回答	217	28.4%	119	30.2%	74	22.3%
合計	763	100.0%	394	100.0%	332	100.0%

問19-⑨交友関係や電話を細かく監視する

選択項目	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
どんな場合も暴力にあたると思う	258	33.8%	141	35.8%	111	33.4%
暴力にあたる場合と、そうでない場合があると思う	214	28.0%	97	24.6%	111	33.4%
暴力にあたるとは思わない	67	8.8%	32	8.1%	35	10.5%
無回答	224	29.4%	124	31.5%	75	22.6%
合計	763	100.0%	394	100.0%	332	100.0%

問19-⑩「誰のおかげで生活できるんだ」とか、「かいしょうなし」とか言う

選択項目	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
どんな場合も暴力にあたると思う	324	42.5%	174	44.2%	143	43.1%
暴力にあたる場合と、そうでない場合があると思う	170	22.3%	79	20.1%	86	25.9%
暴力にあたるとは思わない	47	6.2%	22	5.6%	25	7.5%
無回答	222	29.1%	119	30.2%	78	23.5%
合計	763	100.0%	394	100.0%	332	100.0%

問19-①①大声でどなる

選択項目	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
どんな場合も暴力にあたると思う	271	35.5%	141	35.8%	126	38.0%
暴力にあたる場合と、そうでない場合があると思う	208	27.3%	104	26.4%	99	29.8%
暴力にあたるとは思わない	70	9.2%	33	8.4%	34	10.2%
無回答	214	28.0%	116	29.4%	73	22.0%
合計	763	100.0%	394	100.0%	332	100.0%

問19-②常に命令口調で話す

選択項目	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
どんな場合も暴力にあたると思う	269	35.3%	143	36.3%	123	37.0%
暴力にあたる場合と、そうでない場合があると思う	210	27.5%	105	26.6%	98	29.5%
暴力にあたるとは思わない	67	8.8%	29	7.4%	37	11.1%
無回答	217	28.4%	117	29.7%	74	22.3%
合計	763	100.0%	394	100.0%	332	100.0%

問19-③家に生活費を入れない

選択項目	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
どんな場合も暴力にあたると思う	343	45.0%	176	44.7%	162	48.8%
暴力にあたる場合と、そうでない場合があると思う	121	15.9%	63	16.0%	53	16.0%
暴力にあたるとは思わない	76	10.0%	33	8.4%	42	12.7%
無回答	223	29.2%	122	31.0%	75	22.6%
合計	763	100.0%	394	100.0%	332	100.0%

問20 あなたはこれまでに、配偶者・婚姻届は出していないが事実上婚姻関係（事実婚）にある相手、元配偶者、元事実婚の相手、恋人、元恋人から次のようなことをされたことがありますか。

問20-①なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなど身体に対する暴行

選択項目	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1,2度あった	85	11.1%	60	15.2%	23	6.9%
何度もあった	39	5.1%	31	7.9%	8	2.4%
まったくない	446	58.5%	206	52.3%	229	69.0%
無回答	193	25.3%	97	24.6%	72	21.7%
合計	763	100.0%	394	100.0%	332	100.0%

問20一②人格を否定するような暴言、交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あたなもしくは、あなたの家族に危害を加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた

選択項目	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1,2度あった	52	6.8%	38	9.6%	14	4.2%
何度もあった	37	4.8%	27	6.9%	10	3.0%
まったくない	461	60.4%	219	55.6%	229	69.0%
無回答	213	27.9%	110	27.9%	79	23.8%
合計	763	100.0%	394	100.0%	332	100.0%

問20一③嫌がっているのに性的な行為を強要された

選択項目	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1,2度あった	38	5.0%	31	7.9%	7	2.1%
何度もあった	17	2.2%	14	3.6%	3	0.9%
まったくない	490	64.2%	235	59.6%	242	72.9%
無回答	218	28.6%	114	28.9%	80	24.1%
合計	763	100.0%	394	100.0%	332	100.0%



問21 (問20で「1」「2」を選んだ方) あなたはそのことを、だれかに打ち明けたり相談しましたか。(複数回答)

選択項目	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
配偶者暴力相談支援センター(県男女共同参画センター、県女性相談センター、大島支庁保健福祉環境部など)に相談した	1	0.5%	1	0.7%	0	0.0%
警察に連絡・相談した	2	1.1%	2	1.4%	0	0.0%
法務局・地方法務局・人権擁護委員に相談した	4	2.2%	4	2.9%	0	0.0%
大和村の健康教室や母子検診等で相談した	1	0.5%	1	0.7%	0	0.0%
他の市町村の相談窓口(女性相談など)に相談した	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
1～5 以外の公的な機関に相談した	2	1.1%	2	1.4%	0	0.0%
民間の専門家や専門機関(弁護士・弁護士会、カウンセラー・カウンセリング機関、民間シェルターなどに)相談した	3	1.6%	2	1.4%	1	2.4%
医療関係者(医師、看護師、助産師など)に相談した	2	1.1%	2	1.4%	0	0.0%
学校関係者(教員、養護教員など)に相談した	1	0.5%	1	0.7%	0	0.0%
家族や親戚に相談した	42	23.0%	34	24.5%	8	19.0%
友人、知人に相談した	38	20.8%	32	23.0%	5	11.9%
その他	5	2.7%	4	2.9%	1	2.4%
どこにも、誰にも相談しなかった(できなかった)	70	38.3%	45	32.4%	24	57.1%
無回答	12	6.6%	9	6.5%	3	7.1%
合計	183	100.0%	139	100.0%	42	100.0%

問22 どこにも、誰にも相談しなかった（できなかった）のはなぜですか。（複数回答）

選択項目	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
だれ(どこ)に相談してよいのかわからなかったから	11	7.3%	8	7.8%	3	6.5%
恥ずかしくてだれにも言えなかったから	13	8.6%	12	11.7%	1	2.2%
相談してもむだだと思ったから	20	13.2%	14	13.6%	5	10.9%
相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから	2	1.3%	2	1.9%	0	0.0%
加害者に「誰にも言うな」とおどされたから	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから	1	0.7%	1	1.0%	0	0.0%
自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから	21	13.9%	14	13.6%	7	15.2%
世間体が悪いから	9	6.0%	8	7.8%	1	2.2%
他人を巻き込みたくなかったから	16	10.6%	9	8.7%	7	15.2%
他人に知られると、これまでどおりのつきあい（仕事や学校、地域などの人間関係）ができなくなると思ったから	7	4.6%	4	3.9%	2	4.3%
そのことについて思い出したくなかったから	3	2.0%	3	2.9%	0	0.0%
自分にも悪いところがあると思ったから	20	13.2%	14	13.6%	6	13.0%
相手の行為は愛情の表現だと思ったから	1	0.7%	1	1.0%	0	0.0%
相談するほどのことではないと思ったから	25	16.6%	12	11.7%	13	28.3%
その他	1	0.7%	1	1.0%	0	0.0%
無回答	1	0.7%	0	0.0%	1	2.2%
合計	151	100.0%	103	100.0%	46	100.0%

問23 あなたは、男女共同参画に関連の深い用語について知っていますか。

問23-①男女共同参画

選択項目	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
よく知っている	80	10.5%	33	8.4%	46	13.9%
少しは中身を知っている	163	21.4%	74	18.8%	83	25.0%
言葉だけ聞いたことがある	203	26.6%	103	26.1%	96	28.9%
知らない	183	24.0%	109	27.7%	68	20.5%
無回答	134	17.6%	75	19.0%	39	11.7%
合計	763	100.0%	394	100.0%	332	100.0%

問23-②男女競争参画社会基本法

選択項目	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
よく知っている	32	4.2%	13	3.3%	18	5.4%
少しは中身を知っている	91	11.9%	39	9.9%	47	14.2%
言葉だけきいたことがある	194	25.4%	90	22.8%	102	30.7%
知らない	282	37.0%	161	40.9%	113	34.0%
無回答	164	21.5%	91	23.1%	52	15.7%
合計	763	100.0%	394	100.0%	332	100.0%

問23-③女子差別撤廃条約

選択項目	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
よく知っている	21	2.8%	10	2.5%	10	3.0%
少しは中身を知っている	76	10.0%	30	7.6%	43	13.0%
言葉だけきいたことがある	178	23.3%	104	26.4%	70	21.1%
知らない	321	42.1%	159	40.4%	153	46.1%
無回答	167	21.9%	91	23.1%	56	16.9%
合計	763	100.0%	394	100.0%	332	100.0%

問23-④仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

選択項目	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
よく知っている	25	3.3%	12	3.0%	13	3.9%
少しは中身を知っている	94	12.3%	40	10.2%	49	14.8%
言葉だけきいたことがある	183	24.0%	97	24.6%	82	24.7%
知らない	298	39.1%	157	39.8%	133	40.1%
無回答	163	21.4%	88	22.3%	55	16.6%
合計	763	100.0%	394	100.0%	332	100.0%

問24 「男女共同参画社会」を実現するために、大和村に望む施策をお選び下さい。(複数回答)

	総計		女性		男性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
広報誌や講演会などによる男女の平等と相互理解についての啓発	190	11.4%	85	9.9%	100	12.8%
学校などにおける男女平等教育の推進	149	8.9%	59	6.9%	87	11.1%
社会教育・生涯学習の場での学習充実	132	7.9%	58	6.8%	72	9.2%
職場における男女均等な取り扱いについての周知徹底	137	8.2%	66	7.7%	70	8.9%
保育サービスや餓鬼道保育などの子育て支援の充実	139	8.3%	78	9.1%	59	7.5%
介護サービスの充実	210	12.6%	120	14.0%	86	11.0%
検診体制や相談などの健康に関する事業の充実	90	5.4%	48	5.6%	41	5.2%
地域コミュニティ活動における男女共同参画の推進	147	8.8%	72	8.4%	73	9.3%
審議会等の委員の女性の登用	93	5.6%	49	5.7%	43	5.5%
女性の就労支援の充実	157	9.4%	97	11.3%	56	7.1%
男女共同参画条例の整備	87	5.2%	32	3.7%	53	6.8%
その他	22	1.3%	13	1.5%	9	1.1%
無回答	120	7.2%	80	9.3%	35	4.5%
合計	1673	100.0%	857	100.0%	784	100.0%

# 大和村男女共同参画基本計画

配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画



2014～2023



発行日 2014年3月

発行 大和村役場 総務企画課

〒894-3192

鹿児島県大島郡大和村大和浜 100

TEL : 0997-57-2111

FAX : 0997-57-2161

E-mail:somu@vill.yamato.lg.jp